

令和 7 年 3 月 13 日

◎久保委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9 時 57 分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続きまして、「付託事件の審査等について」であります。

《商工労働部》

〈産業デジタル化推進課〉

◎久保委員長 まずは、産業デジタル化推進課の説明を求めます。

◎揚田産業デジタル化推進課長 まず、当課の令和 7 年度当初予算について御説明いたします。1 ページでございます。上から 2 段目、令和 7 年度の産業デジタル化推進課の当初予算の総額は 5 億 7,730 万 1,000 円で令和 6 年度の当初予算と比べて 2 億 9,360 万 8,000 円の増額となっています。これはデジタル技術活用促進事業費補助金の増や、デジタル入門講座の新設などによるものでございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。2 ページでございます。上から 3 つ目の 6 商工労働費補助金は、デジタル人材の育成確保や県内企業のデジタル化を促進するための事業などに充当するための国の雇用開発支援事業費等補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の受入れでございます。

一番下の合計の欄、令和 7 年度の歳入合計は 4 億 1,504 万 1,000 円となっており、令和 6 年度と比較して 3 億 6,544 万 6,000 円の増額となっております。主な理由としましては、国交付金を活用し、これまで補正予算で実施しておりましたデジタル技術活用促進事業費補助金について、令和 7 年度当初予算で事業を実施することによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。主な事業費の説明に入る前に令和 7 年度の県内企業のデジタル化の促進に向けた取組の体系図について、補足説明資料で説明させていただきます。まず、左上の現状につきまして、賃上げや人手不足などの経営課題に対し、デジタル技術の活用に関心が高まりつつある中、中規模事業者の取組は一定進展しています。一方で県が実施したアンケート調査では、小規模事業者のうち半数がデジタル化の必要はないと回答しており、デジタル化の取組が遅れています。

以上の現状を踏まえた右上の課題につきまして、①デジタル化の取組の量的拡大に向けた県内事業者への啓発活動の強化や、②小規模事業者の経営支援の中核を担う商工会・商工会議所の経営指導員のデジタル化支援力を強化することが必要です。特に③IT 事業者や民間パソコン教室がない中山間地域において、日頃の仕事の中でデジタル技術やデータ分析を取り入れるきっかけがなく小規模事業者の情報格差、いわゆるデジタルデバイド問題が顕在化しています。これらの課題を踏まえ、令和 7 年度には県内事業者によるデジタル化の取組状況より支援を 3 段階に分けて行ってまいります。

まず、資料中ほどの黄色の囲い、普及啓発を新たに行うため、1 優良なデジタル化の取組の表彰イベントを行い、2 表彰事例を広く発信することで取り組む事業者の裾野拡大を図ります。

次に青色一番左の第1段階です。県内事業者のおよそ9割を占める小規模事業者の支援に向けて、4 商工会連合会に配置している「デジタル化支援員」を増員し、経営指導員への支援体制を強化するとともに、5 経営指導員の支援力を強化するための人材育成講座を開催します。この講座は、よろず支援拠点と連携して行い、6 商工会・商工会議所から引き継がれる個別相談について、よろず支援拠点での専門家対応につなげてまいります。7 I Tサービス事業者が少ない中山間地域のデジタルデバイド対策として、高知デジタルカレッジにおいて、ビジネスで使えるデジタル入門講座を開催します。

次に、資料中ほどの第2段階においては、デジタル化に取り組む意思を持つ事業者を対象にデジタル技術の導入を効果的、計画的に行うための支援を行ってまいります。9 産業振興センターが中心となって、中長期的にしっかりとデジタル化に取り組みたい事業者を対象に、「デジタル化計画」の策定から実行までを支援します。また、12全国的に活用が進んでいる都市部の大企業などに勤める副業プロ人材とのマッチングによる県内事業者への伴走支援の体制づくりも行っています。さらに14これまで高知デジタルカレッジで開催してきた社内のデジタル化リーダーを育成する講座の中に部門長を主な対象としたテーマごとの実践的な講座を設けることとしております。

一番右の第3段階においては、部門ごとの効率化にとどまらず、会社全体の最適化を目指す意思のある事業者を対象に企業のデジタルトランスフォーメーションへの取組を支援いたします。15産業振興センターにD X戦略アドバイザーを配置し体制を強化するとともに、16企業の「事業戦略」「デジタル化計画」の横断的な実行を支援いたします。

最後に、一番下のピンク色の段、県独自の補助制度として、デジタル技術活用促進事業費補助金を設けることにより、国の補助金で対象とならない個別システム開発やハード機器整備を支援してまいります。詳細について、次のページで御説明いたします。

デジタル技術活用促進事業費補助金は、令和4年度及び令和5年度の12月補正で予算計上を行い、これまでに309件の県内事業者のデジタル化の取組を支援してまいりました。補助金を活用した事業者から大変好評を頂いており、このたび国の経済対策を活用し、引き続き事業を実施するものです。

資料一番上の背景・目的を御覧ください。上から4つ目の丸、国においてもI T導入補助金などの支援制度を設けていますが、補助対象となる製品・サービスが限られていたり、審査基準が厳しく採択率が低いなど、県内事業者による活用が難しい状況があります。このため補助対象経費を広く認めるなど、活用しやすい補助制度を設けることで、県内事業者の皆様の生産性向上に向けた取組を支援したいと考えております。

資料中ほどの補助の概要を御覧ください。本補助金は補助先である産業振興センターを経由して、事業者に対して補助を行うものでございます。3億4,000万円の予算額の内訳としましては、事業者への補助金として3億1,620万円、事務局経費として2,380万円を計上しております。事務局経費につきましては、新聞広告などによる事業者への周知を図る経費や専任スタッフの配置などに要する経費でございます。

①一般枠は、生産性向上につながるITツールや省力化につながる機械装置の導入などを支援し、デジタル化に取り組む企業の量的な拡大を図ります。②加速枠では、デジタル技術の導入により大幅な省力化が期待できる先進的な取組やイノベーション創出につながる取組について、デジタル投資や機械装置の導入などを支援し、デジタル化の取組の質的な向上につなげます。③国補助金上乗せ枠では、国のIT導入補助金などの活用を促すため、本補助金に上乗せを行い、国と県合わせて最大で4分の3の補助を受けられる仕組みとしております。①一般枠と②加速枠の補助要件については、給与支給総額の増加や事業計画及びデジタル化計画の策定などを要件としています。補助金額、補助率については表に記載しているとおりです。

資料の右端に、補助対象経費の例を記載しておりますが、アンダーラインを引いております、国の補助金では対象とされない情報システムの構築や、新たに導入するシステムへの既存データの移行、社内ネットワークの整備に係る経費なども補助対象としております。

次の5ページには過去2年間のデジタル化など、省力化関係の補助金の具体的な活用事例を記載しております。後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明資料の説明は以上となります。

議案説明書に戻りまして6ページでございます。右端の説明欄に沿って主な事業について御説明いたします。

上から3行目2デジタル化推進事業費は、先ほど御説明したとおり、県内企業のデジタル化の取組を促進するとともに、デジタル化に対応するための人材を育成確保するための事業となっています。

1つ下のデジタル化人材育成講座実施委託料は、県内情報通信業の担い手となる人材を育成するプログラミングスキルなどを学ぶ講座の開催に係る経費でございます。

次の中小企業等デジタル化人材育成講座実施委託料は、県内企業がデジタル化に対応するために必要な企業内のデジタル人材を育成する講座やセミナーの開催に係る経費でございます。

次のデジタル化普及啓発事業委託料は、県内事業者におけるデジタル化の優良事例を表彰するイベントを開催するとともに、入賞事例を広く発信することで普及啓発につなげるための事業費です。

1つ飛ばして中小企業等デジタル化促進事業費補助金は、高知県産業振興センターに専

門人材を配置して実施するデジタル化の支援事業に関する人件費や活動費などに係るものでございます。

次の小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金は、高知県商工会連合会にデジタル化支援員を配置して実施する経営指導員の支援やセミナーの開催など、デジタル化の支援事業に関する人件費や活動費などに係るものでございます。

次の高知県UIターンサポートセンター運営費補助金は、高知県UIターンサポートセンターが行う、県内企業が自社の課題解決のために都市部の副業兼業プロ人材を活用する取組に係る経費について補助するものでございます。

一番下のデジタル技術活用促進事業費補助金は、先ほど御説明したとおり県内事業者が行う取組について補助するものでございます。

7 ページでございます。中小企業等デジタル化人材育成講座開設寄附金は、デジタル技術の活用促進のため中山間地域の小規模事業者を主な対象にビジネスで使えるデジタル入門講座を高知大学と協力して開催するための寄附金でございます。

続きまして、令和6年度一般会計の補正予算について御説明いたします。8 ページでございます。

上から2段目の産業デジタル化推進課の補正額は、補正前の予算額2億5,950万6,000円に対して2,142万4,000円の減額となっております。

次に歳出について御説明いたします。9 ページでございます。右端の説明欄を御覧ください。

2 行目の市町村派遣職員費負担金は、安芸市からの派遣職員1名分の人件費を協定に基づき負担するものでございます。

3 行目の2 デジタル化推進事業費は、高知デジタルカレッジの講座開催に係る委託料の契約額が予算額を下回ったことや、補助金の執行が当初の想定を下回ったことなどから、減額を行うものでございます。

下から2行目のIoT推進事業費補助金は、課題解決に向けた製品開発のためのプロジェクトがスタートしたものの、補助金申請に至らなかった案件があったことから実績が当初の見込みを下回ったものでございます。

以上で、産業デジタル化推進課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 以前にもこの委員会で同様の趣旨の質問したかと思いますが、デジタル化と言われても、事業者としては自分の事業と照らし合わせてイメージがなかなか湧きにくいと思うんですね。経営指導員が行って、どんなことで困っているのか、こういうふうにしたら解決できますよとするほうが腹に落ちると思うんですね。いきなりデジタル化しませんかと言われても、何のことか分からんみたいになるのではないかと思いますし、県内の

事業者は結構高齢化していると思うので、いつまでやるか分からんしそんなことは、みたいな拒否反応もあるのではないかなと思うんですけど、現状のデジタル化に向けての進捗状況です。私も人手不足を補う、省力化を図るためにもデジタル化は大事だと思うので進めてもらいたいんですけど、高齢化も踏まえて、どのような御所見をお持ちかお聞きしたいと思います。

◎揚田産業デジタル化推進課長 おっしゃるとおり、デジタル化をしませんかと事業者の皆さんに問いかけをしても全く想像が付きませんので、まず経営課題は何ですかと整理してから、それならこんな便利なツールがあるという順番で話していかないといけないと思っております。現在、県内に2万5,000事業者ありますけれども、そのうちの9割が小規模事業者で、その中でも7割か8割ぐらいは1人か2人の御夫婦でやっている商店とかが大半ですので、皆さんにデジタル化しなさいというのは現実的ではないと思っております。

今、商工会議所の皆さんとどこをターゲットに進めていこうかという中で、個人事業主の中でも会計の管理ができて、例えば個人事業主であれば青色申告、法人であれば税理士を雇うところなんかは即効性が出ます。5,000、6,000事業者になってきますので、まずそこからやっていこうという話をさせていただいております。

◎武石委員 県内で少しでも成功事例をつくってもらって、こんな成功事例がありますよと広げていただくよう、頑張ってください。

◎岡田（竜）委員 製造業の人材確保について労災との関係でお聞きしたいんですけども、動力機械を使っていますので、4日以上休業される方の労災認定が高知県内だけで毎年160件以上ある。中には半年、1年と休む方もいらっしゃるって、そこでDXをもっと普及させていただきたいんですけど、まず労災による人材の喪失で、力を入れるべきだと思うんですけど、安全性について部局としてどう考えられているか。もう1点が、それでDXの推進をお願いしたいと思うんですけど、そこのお考えを、それぞれお願いします。

◎揚田産業デジタル化推進課長 以前、委員から本会議でも労災にDXが生かせないかと質問をいただき、一部の企業では、人で全部やっていたところを監視カメラとかセンサーに代替えることによって、危険な行為になるべく人を近づけさせない取組を進めています。まずデジタル、その後自動化機械になってくると思いますので、補助、投資も後押ししていきたいと思っています。労災の防止は、建設業者でも一次産業でも皆さん一緒だと思いますので、例えば林業の現場で1人で作業していて何か異変があったときに察知できるようなシステムを開発しようという話も出ておりますので、我々もIT企業とできるところは御支援していきたいと思っております。

◎岡田（竜）委員 ポンチ絵を見させていただいて、製造ラインのスマート化と1行あるんですけども、全部見てもデジタル化は経営者目線での支援がすごくしっかりされているなと思うんですけど、現場の人が楽になるという視点を大事にさせていただいて。県内の

状況を見ていますと、直接お話聞いていても、製造業の方は2交代3交代で、生活リズムもすごく不安定な中、皆さん頑張っていると思うんです。実際、けがをして今、何か月目と、休んでいるとの話も聞くので、製造業における安全性の部分でDXを進めていただければ、少しでもそういう方が減るし、経営の中での人材確保もうまくいくのではないかと考えていますので、大事な取組の一つとして善処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 経営者を中心に意識改革することはそのとおりで、経営者の方に労働者を守るとか、省力化を進めると決意していただいて、そこに対する投資もお願いしております。現場の従業員の命を守るとは、例えば工場長とか部門長になると思いますので、来年から人材育成講座も充実していく予定です。そういう取組を通じて、御指摘のような、みんなが働きやすい職場づくりにつなげていけたらと考えております。

◎はた委員 私もデジタル化の推進は大事な面があるかと思ってまいってお伺いしたいと思うんですけれども、よろず相談の窓口を設けて、デジタル化を進めたい方に制度をつなげるとのお話があったと思います。今年、人口減少対策調査特別委員会で視察に行かせていただいたところで、すごい勉強になったのが、よろず相談的な窓口だけでは、なかなかデジタル格差が埋まらないので訪問型をやろうと。1年間で1,000件、3年なので3,000件の可能性がある事業所、中小の方を訪ねてデジタル格差をなくしていく取組を、県が委託した専門団体と一緒にやって一定の成果を上げてきたという話を聞いたんです。可能性があるけれども、ちゅうちょしている方を格差なく支えていくために、手が挙がるのを待つスタイルから、出かけていってつなげていく取組が必要かと思うんですが、県のデジタル推進の中でそういう役割が果たされているのかお聞きいたします。

◎揚田産業デジタル化推進課長 よろず支援拠点は今、デジタル担当のコーディネーターが7名おりまして、私も大変信頼しているコーディネーターたちで、非常に活躍してくれております。今年の3四半期、4月から12月で1,800件ぐらいの相談対応をしておりますので、分量的にも十分やってくれておりますけれども、よろず支援拠点の課題は、県内の小規模事業者たちに知られていなくて相談に来ないことなので、相談にさえ来てもらったら十分対応できます。コーディネーターたちでは室戸から三原まで全部のカバーはなかなかできないので、商工会・商工会議所の皆さんにお願いしているんですけど、経営指導員たちが経営課題を発見してくれて、自分では相談対応できないけど、よろず支援拠点のコーディネーターたちにつなげてみよう、ふだんの経営相談の中で対応していただけないかと商工会の皆さんにお願いしているところです。

◎はた委員 潜在的につながっていない、必要があるとかやりたいと思っているけれども、制度や支援員につながっていない方が多分いらっしゃるだろうと。他県の事例を聞いて、できるだけ格差をなくす取組、訪問というか地域に入ることを重視した相談活動をデジタ

ルの面でもしていただきたいと思います。

もう一点、知事が繰り返し正規雇用を増やすと。稼げるだけではなくて、プラス正規を増やすと言われてきましたけれども、実際、非正規から正規という要件をつけていますが、これがどこまで中小企業の方の理解になっているのか。この要件のハードルがどうなのか、大事なことですけれども、この要件プラス本当に中小零細企業まで制度が使えるものになっているのかお聞きしたいと思います。

◎揚田産業デジタル化推進課長 委員御指摘のとおり、デジタル補助金によって省力化を進めることによって生産性を上げて稼ぐ力をつけて、結果的に正規雇用が増えていく流れをつくり出していきたいと思っているんですけれども、商工会議所など支援団体の皆さんと意見交換をすると、事業者はやむにやまれず非正規雇用を続けざるを得ない方も多いとお伺いしています。

今回はそういう流れをつくるために補助要件に加えさせていただきましたけれども、補助要件のところを御覧いただければ、給与支給総額の増加年1.5%または4%、または非正規から正規への雇用転換と、どちらかを達成すればいいので、難しい企業には最初の条件でクリアしていただければと、幅広く御利用いただきたいと思います。

◎はた委員 ということは、やむにやまれず正規雇用ができないというのは本当にたくさんいらっしゃるって、そういう方も使える制度の枠だということでしょうか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 そのとおりでございます。

◎今城委員 デジタル化人材育成講座実施委託料と中小企業等デジタル化人材育成講座実施委託料の2つあるんですけど、どう違うんですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 最初のデジタル化人材育成講座実施委託料は、県内のIT企業に将来就職してくれるプログラミング技術を基本的に備え付けている技術者を養成するものです。名前が似通っていて恐縮なんですけれども、2つ目の中小企業等デジタル化人材育成講座実施委託料は、IT企業以外の一般企業、ユーザー企業の中でデジタル化を進めるリーダーをつくっていかうとするものでございます。

◎今城委員 中小企業のほうは新規ですか。デジタル化人材育成講座のほうは、令和6年度予算は8,800万円ぐらいあって、中小企業のほうはゼロですね。

◎揚田産業デジタル化推進課長 今年、当課で組織の編成がありまして、一部予算の組替えを行ったことで生じたもので、実質は新規ではなくて去年からの継続で事業が分かれることによって名前が2つになってしまったけれども、新規ではございません。

◎今城委員 例年並みの予算は確保されて、人材育成的には成果を上げているんですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 人材育成に関しては例年並みの予算を確保して、さらに中山間地域のデジタルデバイド対策で、中山間地域に出向いてデジタル入門講座をやるという新しい講座も企画させていただいております。

◎**今城委員** 小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金で、商工会連合会の経営指導員に対する予算ですけど、商工会議所の経営指導員の人材育成に対しては、どの予算で取り組んでいくんですか。

◎**揚田産業デジタル化推進課長** 高知デジタルカレッジの中小企業等デジタル化人材育成講座実施委託料は、経営指導員向けの人材育成講座を構えていることが1点と、小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金は、商工会連合会にデジタル化支援員を2名配置して、ここでもさらに事業者への伴走支援とか、高知デジタルカレッジとかぶらないテーマで人材育成講座をやろうとしております。商工会連合会に人は配置しておりますけれども、高知商工会議所の皆さんも参加できるような仕組みでできております。ただ、基本は全体でやる講座に参加していただきたいということで設けております。

◎**武石委員** その取組は今の説明で分かりましたけど、商工会あるいは商工会議所の単会の経営指導員のスキルアップは、どのように取り組んでおられるんですか。

◎**揚田産業デジタル化推進課長** 3ページで御説明しましたけれども、⑤のところですよ。経営指導員のデジタル化支援力強化に向けた人材育成講座を、高知デジタルカレッジでも開催して、去年までは東京のコンサルの会社に来ていただいて、今年は専門指導員につなげるためによろず支援拠点のコーディネーターの皆さんに先生になってもらって、その後の仕事につながるような形でやらせていただきたいと思います。と思っています。

◎**武石委員** ということは、県下各地から経営指導員がその講座を聞きにこないかんわけやね。一方でこっちから出向いて、単会の状況に応じた指導するとか、もっとより具体的な、総論ではなくて各論で腹に入るようなやり方はないもんですか。

◎**揚田産業デジタル化推進課長** 総合的な人材育成講座は⑤で、委員御指摘のあった単会ごとの事情に合わせてというところを④の商工会連合会に相談員を配置してやっていく講座を別に設けておりますので、ここで地域に出向いて講座をさせていただきたいと思っています。

◎**武石委員** どのぐらいの頻度で、単会へ回っていきよう。1年に1回とか何回とか、正確な数字じゃなくてもイメージでいいですよ。

◎**揚田産業デジタル化推進課長** 令和5年の実績になりますけれども、事業者向けのセミナーを15回、経営指導員向けのセミナーを7回させていただいております。

◎**今城委員** 高知県UIターンサポートセンター運営費補助金で、都市部の副業人材とのマッチングですけど、どんなニーズがあって、どういうマッチングをしようとしようのか。

◎**揚田産業デジタル化推進課長** マーケティングの話とか、経営計画をどうつくったらいいかとか、基本的なところですけども、自分たちでなかなかできないところを、都市部の人材に週1回のペースで、Zoomで経営相談ないしマーケティングの相談に乗っていただくことで事業に役立てていただいております。

◎今城委員 副業プロ人材はどういう方が。

◎揚田産業デジタル化推進課長 今、政府が働き方改革の一環で、企業の皆さんに副業兼業を認める政策誘導をされておりまして、特に大企業で副業兼業を積極的に認めるようになってきております。大企業の皆さんは、自分たちの知見を地方のために生かしたいとか、別の事業の経験をして自分を高めたいという理由で手を挙げる熱心な方がたくさんいらっしゃって、都市部の皆さんと地方の企業をマッチングして伴走支援いただくといった仕組みになっております。

◎今城委員 U I ターンサポートセンターは、そういうノウハウも持っているんですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 U I ターンサポートセンターにプロフェッショナル人材拠点というチームをつくっておりまして、ノウハウも蓄積して事業者の課題の整理からマッチングまで行っております。

◎竹内委員 昨日も少しお話をさせていただいたんですが、商工会・商工会議所と連携をしながら、たくさんある支援でありますとか、デジタルに対するアナウンスが非常に足りないのではないかと感じております。商工会はよく分かりませんが、商工会議所は恐らく5商工会議所でそれぞれの地域の55%ぐらいの会員数ではないかなと思っておりますので、それを補うためにも法人会でありますとか関税会、そして高知県の税理士の協会といったところにもアナウンスをして広げることが大切ではないかと思っています。

また、若手経営者の集まり、商工会とか商工会議所の青年部でも、DX等々、ITツール等々についての勉強会は独自にやられている。そういったところにも講師を派遣するなり支援もしていただきたいと思いますと思いますが、意見ではないですけれども、よろしく願いしたい。

◎寺内委員 デジタル技術活用促進事業費補助金は、説明があったように一般枠と加速枠と国補助金の上乗せ枠、ぜひともこのような形でやってもらいたいと思います。この補助金が3億1,600万円ほどで、今年度の補助金が早く切れたと思うんですよ。新年度のこの予算を結構活用したいという方がおられても、今年度は切れた状態だったと思うんですけど。

◎揚田産業デジタル化推進課長 委員御指摘のとおり大変人気がある補助金でございますが、今年度も3か月程度で売り切れてしまったんですけれども、来年度の工夫点として、限られた予算の中でやらなければいけないので、秋とかにも使えるように公募を分散してやろうというのが1点と、国の補助金がありますので、IT導入補助金とかものづくり補助金も活用する方向で促していきたいと思っております。

◎寺内委員 予算で補正を組むとか、今年度も求めたことあったんですけど、途中で切れて補正を組むとかは難しい状態なんですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 3年前からこの補助金をさせていただいておりますけれども、全て国の経済対策、新型コロナとか物価高騰対策の交付金を活用しておりますので、

それ頼みというところもございまして、国の経済対策があれば補正もまた御相談させていただけないかと思っております。

◎寺内委員 申込みの早い者勝ちみたいな話もあると思うので、周知も広くしてもらえればと思うので、よろしくお願いします。

それと先ほど産業振興センターのコーディネーターがすごく優秀と話がありましたけれども、コーディネーターが県内をくまなく走って活躍しているのはよく理解しています。そのときに支援する企業に対してどこまでを終着点として育成していくか、どのように考えたらよろしいんですか。コーディネーターが行っていろいろと教えていく。システムについてもプログラミングできるぐらいの知識は持っているのでもいろいろ教えて、会社の一定の立場の人間を指名してその方に教えていると。よく育成してくれているのは理解するんですけど、どこまで県が育成をしているか、教えてください。

◎揚田産業デジタル化推進課長 産業振興センターのコーディネーターで「デジタル化計画」を企業につくってもらっているんですけど、大体3か年の計画でつくっているところが多いございまして、3か年で一定の成果を出していこうとしております。ただ、コーディネーターの数も限りがありますので、一定卒業していただくことになりますけれども、企業内のデジタル人材を育成するのは委員のおっしゃったとおりです。どうしても企業だけではできない部分がありますので、それは県内にITベンダーと言われるITのサービス事業者がおりますので、その力を借りるとか、もしくは先ほど御紹介した都市部の副業プロ人材が助けるという別の手段を組み合わせながら、3年が終わった後も取組が続いていくようにしていきたいと思っております。

◎寺内委員 そこはぜひ育成をお願いしたいと思うんですけど、経営者が求めているのに誘導するとおかしくなるので、そこは企業のほうがベンダーを求めるのであれば、コーディネーターがしっかりつなぐ。コーディネーターが誘導ということだったら違う方向になると思うので、そこはないようお願いしたいと思います。

◎久保委員長 先月に、布師田の地域職業訓練センターの2階で生成AIのセミナーがあって、お伺いしました。要はChatGPTを使って製造ラインをスマート化しようというふうなことでした。この産業デジタル化推進課は、目的は県内の企業の皆様のデジタル化を進めて、生産性を向上して、それで賃金を多くしようということだと思います。武石委員も言われたけど、入り口が何となく入りやすいのが大切だと思っていて、そのセミナーに呼ばれたときに、主催者の方からは参加者が少なかったら恥ずかしいけど、来てくれませんかという話でした。

当日ちょっと遅れて行ったんですけども、30人定員のところに座れないぐらい、若い従業員の方がおいでになって、そのときに講師が説明したのが、ChatGPTの無料版でした。無料版で説明して製造ラインについてこんなに便利なんですよ、効率化図れるん

ですよと2時間くらい説明したんですけど、セミナーが終わっても大分残って後で個人的に聞いていました。

高知県工業会が主催でしたけれども、その入り口のセミナーなり、研修なり、みんながこれは便利だと身をもって体感できるような取組を数多くしてあげてたら、1段階、2段階、3段階と進んでいくのではないかと思います。この2段階目の中ほど11のロボット・AI等を活用した製造ラインのスマート化を支援。この前の研修はここにつながっていくと思うんですけども、ChatGPTの無料版でさえ利便性が高いので、そういう研修を数多くやってあげたら、親しみも湧くのではないかと思いますけれども、課長の御所見をお願いします。

◎**揚田産業デジタル化推進課長** おっしゃるとおりセミナーだと、結構取っつきにくいと言われる方があって、一部のファンの方はいらっしゃってくれるんですけども、そういうことの繰り返しをしていました。今年初めての試みだったんですけども、とにかく入り口を広くしたいということで、旅館ホテル生活衛生同業組合とか、情報産業協会とか、社会保険協会の会合とか研修の場へ出かけて行って、デジタルの話をさせてもらったことがあります。それから先ほど竹内委員もおっしゃっていました高知商工会議所、須崎商工会議所の青年部の皆さんからお声がけいただいて、青年部、若い層への打ち込みもやっていたので、入り口をより多くつくって今後も裾野を広げていきたいと思っています。

◎**久保委員長** 参加者が少なくて困るがやないかと言っていたのが、蓋を開けたら立ち見も出るくらいでしたので、広報を徹底してやって、裾野を広げていったらいいと思いますので、よろしくお願いします。

質疑を終わります。

以上で、産業デジタル化推進課を終わります。

〈工業振興課〉

◎**久保委員長** 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎**岡崎工業振興課長** まず、当課の令和7年度一般会計の当初予算について御説明します。1ページでございます。

当初予算の議案説明書になります。上から3段目、工業振興課の令和7年度の一般会計の予算総額は16億5,218万9,000円で、令和6年度当初予算と比較しまして、5億3,000万円余りの減額となっています。主な要因は、国費を活用した経済対策事業としまして今年度実施した県内製造事業者の省力化につながる設備投資などを支援する補助事業が終了するためです。

2ページでございます。続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。

上から3行目、5商工労働使用料は、試験研究機関の機器や施設を県内事業者等が使用

した場合に頂く使用料です。

2行下の6 商工労働手数料は、試験研究機関が企業等から依頼を受けて行う試験に係る手数料などです。

一番下の6 商工労働費補助金は、伝統産業の後継者育成や産業振興センターが行う事業、試験研究機関の研究費に充当するための国からの交付金や補助金です。

3 ページでございます。中ほどの2 物品売払収入は、海洋深層水研究所が企業に対して行う分水に伴う収入です。

3 行下の1 受託事業収入は、試験研究機関の機器の購入や研究費に充てるため公益財団法人 J K A などから受ける受託事業収入です。

4 ページでございます。1 行目の6 商工労働債は、試験研究機関の施設改修に要する経費の一部に充当するための地方債です。

5 ページでございます。続きまして歳出について、一番下の3 工業振興費から、右端の説明欄に沿って、順次、主な事業について御説明します。

6 ページでございます。上から5 つ目の伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金は、本県の伝統的産業の担い手を確保するため技術習得のための短期研修や長期研修により後継者の育成を行おうとする市町村に対して助成するものです。

次に中ほどの3 産業振興センター総合支援事業費です。こちらは産業振興センターで行う事業戦略の実行支援や地産外商の支援などの事業に対する補助金や委託料です。

これらのうち、産業振興センターを中心とした外商支援に関する令和7 年度の強化のポイントについて、議案補足説明資料で御説明します。

7 ページ、国内外へのさらなる外商の促進のポンチ絵になります。左側の現状・課題につきまして、まず左下のK P I の表、産業振興センターの支援企業の県外売上高は、令和6 年度の目標1,089億円、うち海外59億円に対して、8 月末時点の実績となりますがそれぞれ509億円、36億円と順調に推移しています。

そうした中での課題等としまして上の部分でございます。国内においては、(1) 見本市への新規出展者の掘り起こしが必要、(2) 本年度、大手企業に幅広くネットワークを持つN P O 法人と連携し、技術の外商分野、いわゆる下請加工のマッチングで商談が生まれており、これをほかの分野にも広げることで販路拡大が期待できること、(3) 防災関連など工法分野について、昨年6 月から産業振興センター大阪営業本部に大阪府の土木職幹部O B をコーディネーターとして配置しており、府内自治体や団体に県内企業の技術をP R しておりますが、さらに活動を強化することが必要と考えています。

海外においては、(1) 新たな企業を増やすためのミッション団派遣をこれまで実施しておりますが、期間が1 週間程度と長く参加しづらいという声があること、(2) 本年度、フィリピンで防災セミナーを開催したところ、現地政府機関の関心が高く手応えがあり、さ

らに商談機会を拡充することが必要、(3) フランスにおいてこれまで展示会やパリ市内の展示スペースに主に雑貨製品の出展を行って少しずつ成約が生まれており、県内企業のさらなる参画が必要と考えています。

右側下の段、令和7年度取組としまして、まず国内においては、(1) 出展する見本市を成約実績の多い見本市に絞り込み、ミニ展示商談会への接続や、商談のアフターフォローなど、きめ細やかに行うことで、新規企業も参加しやすくして、さらに成約につなげる好循環につなげてまいりたいと思います。(2) NPO法人との連携分野を防災関連製品をはじめとする各種製品に拡大して商談マッチングを行っていきます。また昨年オープンした関西アンテナショップを活用して、土佐和紙などの伝統的工芸品や海洋深層水の販売促進を行っていきます。(3) 土木技術コーディネーターの活動日数を増加して、大阪府内だけでなく、周辺自治体にも外商支援活動を広げます。

次に、海外については、(1) タイとベトナムに設置した現地サポートデスクを活用して、少人数、3日程度の短期間での現地視察の機会を複数回設けてまいります。(2) 防災関連では、特にフィリピンで現地政府機関の調達部門や関係商社との現地商談、その前後のウェブ商談など重点的な取組を行います。(3) フランスのこれまでの実績やドイツの見本市情報、またJETROと連携して実施するアメリカの市場調査の情報などを県内企業に共有し、所得の高い国々に付加価値の高い商品を販路開拓していくことも進めてまいりたいと考えております。

議案説明書に戻りまして、8ページでございます。中ほど3産業振興センター総合支援事業費のうち先ほどの補足説明資料にはない事業について御説明します。

2つ目のものづくり総合技術展開催等委託料は、ちばさんセンターで例年11月に開催しており、来年度第14回目となるものづくり総合技術展もののメッセに関する委託料です。

また、次の中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、産業振興センターのコーディネーター等の人件費や、東京、大阪の営業本部の活動経費、専門家派遣事業の実施や海外現地サポートデスクの運営などに係る費用を補助するものです。

次の事業戦略等推進事業費補助金は、事業戦略等に基づいて県内事業者が行う販路開拓、人材確保育成などを広く支援する補助金です。

次に4ものづくり産業振興費です。こちらは防災関連産業の振興や、その海外展開、また県内企業の生産性向上の支援などに関する事業です。

9ページでございます。一番上の防災関連製品ポータルサイト管理運営等委託料は、インターネット上で本県の防災関連製品を国内外にPRするためのポータルサイトの保守管理や改修を委託するものです。

3つ目の防災関連製品海外販路開拓支援事業委託料は、先ほど議案補足説明資料で説明しましたフィリピンでの商談会を開催するための委託料です。

その下の製品等グリーン化推進事業費補助金は、昨年度まで実施したグリーン化に資する製品の開発補助事業の債務負担行為の現年化に係るものです。

その下の戦略的製品開発推進事業費補助金は、付加価値の高い製品開発を支援するため、上段のグリーン化の補助金も統合して、本年度創設した補助金です。

5 室戸海洋深層水ブランド化事業費は、室戸海洋深層水のPRなどを行う事業です。

2つ下の海洋深層水販売促進事業費補助金は、海洋深層水企業クラブによる見本市や展示会への参加などの取組を支援する補助金です。

次に左端の下段、4 産業技術振興費です。こちらは工業技術センター、紙産業技術センター、海洋深層水研究所の3つの試験研究機関の管理運営や研究開発等に要する経費です。

10ページでございます。説明欄の中ほど、3 工業技術支援事業費と、その4つ下の4 工業技術振興事業費は、工業技術センターにおける試験研究や技術支援などに要する経費です。来年度は企業のデジタル人材育成や製造ラインのスマート化を支援するスマートものづくり導入支援事業や、農作物の残渣などの未利用バイオマス資源を有効活用するため炭に変える技術の研究などを行うこととしております。

11ページでございます。8 紙産業技術試験研究費と、その下、9 紙産業技術振興促進費、さらに10紙産業育成事業費は、紙産業技術センターにおける試験研究や技術支援、技術指導などに要する経費です。来年度は工業技術センターと連携して、グリーン化に向けた竹とプラスチックの複合材料の量産化に関する研究に取り組むとともに、衣類など繊維の廃材を原料とした紙を作るリサイクルモデルの開発などをテーマとした研究開発を行うこととしております。

12ページでございます。一番下の12海洋深層水試験研究費は、海洋深層水を産業利用するための研究などに要する経費で、来年度は引き続き深層水を用いた養殖サツキマスの高付加価値化などをテーマに研究を行うこととしています。

13ページでございます。続きまして債務負担行為について御説明します。

1つ目の見本市出展業務委託料は、令和8年度前半に予定されております見本市へ出展するための経費です。出展の申込みなどを令和7年度中に行う必要があるため、債務負担行為をお願いするものです。

次の事業戦略等推進事業費補助金と戦略的製品開発推進事業費補助金につきましては、事業期間が複数年度にまたがる案件に対応するため、債務負担行為をお願いするものです。

14ページでございます。続きまして令和7年度の特別会計の当初予算について御説明いたします。中小企業近代化資金助成事業特別会計です。このうち1番目の工業振興課の欄は、県内企業の外商活動を支援するために産業振興センターに設けた「こうち産業振興基金」の原資の一部にしている借入金の利息の支払いに要する経費です。

以上で令和7年度当初予算に関する説明を終わらせていただきます。

15ページでございます。続きまして、令和6年度一般会計の補正予算について御説明いたします。上から3段目の工業振興課ですが、補正前の予算額22億2,285万1,000円に対し、1億3,400万円余りの減額となっております。

16ページでございます。歳出について御説明いたします。左端の科目欄の一番下、3工業振興費の右端の説明欄を御覧ください。

まず、1工業振興対策費です。1つ目のものづくり省力化設備投資支援事業費補助金につきましては、産業振興センターを通じた間接補助ですが、採択事業者が国のものづくり補助金に採択されたことに伴い、本補助金を辞退したことなどによる減額です。

2つ下の2産業振興センター総合支援事業費のうち公益財団法人派遣職員費負担金は、産業振興センターから当課に派遣されております職員1名分に係る人件費を負担することに伴うものです。

17ページでございます。1つ目の中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、今お話ししました当課に派遣されております職員1名分の人件費が含まれていることから、先ほどの負担金の額に合わせて減額するものと、予定をしておりました産業振興センターのコーディネーター1名の採用ができなかったため減額するものです。

その下の事業戦略等推進事業費補助金の減額は、採択件数が当初の見込みを下回ったことや、企業への間接補助金の実績減によるものです。

次の3ものづくり産業振興費の4つ下の戦略的製品開発推進事業費補助金の減額は、年度内に短期で開発を行う申請の件数が当初の見込みを下回ったことによるものです。

続きまして左端、科目欄の4産業技術振興費について御説明いたします。

右端の説明欄の1工業技術センター管理運営費の設計等委託料及び改修工事請負費は、工業技術センターの研究設備の改修について、設計委託の仕様書作成などの計画調整に日時を要し、年度内に実施ができなくなったため、設計等委託料に含まれる工事の監理委託料と改修工事請負費を減額するものです。なお、後ほど御説明しますが設計の委託料については、次年度への繰越しをお願いしております。

次の2工業技術支援事業費は、工業技術センターにおける研究開発に必要な備品購入の入札による減などです。

次の3工業技術振興事業費から、次のページの最後8海洋深層水試験研究費までは、外部資金の見込みがなくなったことや光熱水費などの需用費が見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

19ページでございます。繰越明許費について御説明します。先ほど御説明いたしました工業技術センターの研究設備の改修に係る設計委託料の仕様書作成などの計画調整に日時を要し、年度内完了ができなくなったため繰越しをお願いするものです。

以上で工業振興課の説明を終わらせていただきます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 県内の工業に携わる企業の人材確保の状況についてどういう御所見をお持ちですか。

◎岡崎工業振興課長 現在、多くの業種で人材不足の中、製造業においても人材不足は真っ先に上がってくる課題になっております。そうした中で外国人材の活用にも、県内の特に機械金属系の企業の皆様の目がかなり向いてきておりまして、具体的に何社か正確に把握しておりませんが、思った以上に活用されている、受入れが増えてきているという印象を持っております。

◎武石委員 その外国人材に来てもらうために、外国人側から見たモチベーションとかインセンティブは、やっぱり給与水準ですか。企業の魅力といったことをアピールする部分はあんまりないんですか。

◎岡崎工業振興課長 企業の皆様は監理団体を通じて、またはいわゆる高度人材で仲介業者を通じて入れられてきておりますけれども、やはり単純に都市部と比べて給与水準等でアピールすることは難しいと思っております。逆にホスピタリティーといったことなどをしっかり面倒見られることをアピールしているものと思われまして、既に年々受入れをされている企業、先日も南国市の企業にお邪魔したら、先に入った先輩が後輩に教えていくといういい循環も生まれつつあるのではないかと思います。そうするとSNSとか、来られている方同士の口コミも効果が出てくるのではないかと思います。

◎武石委員 御存じのように昨今、建設業とか林業も女性の活躍の場づくりに取り組まれている、デジタル化も例えば土木工事だったらICT土木施工で、iPadで重機の操縦ができるといった面も進んでいますけど、工業の世界で県内企業の中での女性の活躍の場づくりはどんな状況ですか。

◎岡崎工業振興課長 先進的と言ってよろしいか分かりませんが、そういったところに目を向けてトイレも含めて環境整備されてきているところがありますし、高知県工業会の中でも女性の活躍の観点でPRしていこうという動きがあります。先日、中小企業団体中央会に属している女性経営者の皆様の会も立ち上がったことで、女性経営者の方また社員の皆さんからもアピールが増えてきたと認識しております。

◎武石委員 職員のスキルアップ対策で例えば産学連携で勉強、研究する機会を設けることも大事ではないかと思うんです。それぞれ企業で先輩が後輩の指導することもあると思うんですけど、枠を超えて横断的に、大学なんかも入れて勉強、研究するような場づくりがあったらどうかと思うんですが、御所見をお聞きます。

◎岡崎工業振興課長 委員御指摘の特に先端的な取組といいますと、大学の知見は非常に重要だと認識しております。生産性向上の面で申し上げますと、工業技術センターでスマートものづくりの研究会を今年度立ち上げて、大学にも声をかけて工科大学の学生もオン

ラインで参加していただいたりという動きも出てきているところでございます。ただ、まだまだ、場として多くはございませんので御指摘いただいたことも踏まえて、意識的に増やしていきたいと思っております。

◎はた委員 伝統工芸品事業の推進について、例えば海外への取組もお話があったんですが、いの町の土佐和紙の可能性を世界に発信して広げていく取組は、きちんと予算化というか、支援が体系化されているか、その点はどうでしょうか。

◎岡崎工業振興課長 先般、本会議で、小規模事業者の中でもきらりと光る技術を海外にとの御質問もあって、部長から答弁させていただきました。土佐和紙に関していうと、博物館とか美術品等の修復紙として、海外でも実績としてかなり出てきているものもございます。さらには、土佐和紙をもとにした雑貨類が特にデザイン性を重視する欧州とかアメリカはターゲットになるのではないかと考えて、数年前からパリでの展示会の出展とか、一定期間の展示商談をするスペースを設けてきております。令和7年度も引き続き出展というか参画を呼びかけていて、所得の高い国にこそちょっといいお値段で買っていただきたいという思いで取り組んでいきたいと思っております。

◎はた委員 県の政策の横軸として地消地産で、県内で作られたものが県内できちんと消費されることもきちんと体系化していくことが大事だと思うんですけど、和紙だけではないとは思いますが。いろんな工芸品が地消でどう進んでいくのか。それをサポートする新年度の予算になっているのか、その点はどうでしょうか。

◎岡崎工業振興課長 伝統工芸品に関しまして、地元でのPRでは高知市の日曜市にブースをお借りする形で、事業者出店を呼びかけておりまして、これまでも古代塗であったり宝石サンゴ、土佐和紙が出店していただいております。また、伝統産業以外、例えば防災製品でいいますと県内各自治体でやられる防災訓練の場などに企業と一緒に行ってデモンストレーションをしながら県民の皆さんに見ていただく場もつくっているところでございます。

◎はた委員 県民の方の理解を広げる意味でも伝統工芸品が身近なところで使われる。また、それを自分たちが身近に利用できる環境がすごく大事だと思うんですけど、その環境づくりというか、横へ広げる制度は今現在あるんでしょうか。

◎岡崎工業振興課長 伝統産業協会の団体が展示会のようなものをしているのと、土佐和紙でしたら県庁でもできる限り使っていきたいと思っております。昨年から龍馬マラソンの上位入賞者の方への表彰状に土佐和紙を活用いただいております。また、県庁内でも表彰状等々を土佐和紙に変えられるものはないかといった調査をして、できるものをこちらから紙を調達して使用を広げています。さらにはいの町や土佐市とか市町村にも御協力いただいて、できることから活用を進めているところでございます。

◎はた委員 体系的に継続的にきちんと支援される予算化が必要だと思うので、ぜひほか

の部局とも連携していただいて伝統工芸品が身近に使える、また、現場が広がるようにしていただきたいと思います。

それともう一点、工業技術センターの予算になるかと思うんですけれども、チャレンジ補助金は、今年度はどういう形になっているのでしょうか。

◎岡崎工業振興課長 チャレンジと名がついているとすると産業振興センターを通じて実施しておりましたもののでしょうか。

令和３年度から実施して令和５年度まで、国の経済対策の交付金を活用しまして、コロナ禍の中で生まれた補助金で、その後物価高騰の影響も加味しながらやってきておりました。交付金の活用としては、一旦コロナ禍も過ぎたことで役割は終えて、今の課題に応じてデジタル化を活用した生産性の向上のための設備投資といった支援にシフトしているところでございますので、令和６年度からはチャレンジ補助金はない状態でございます。

◎はた委員 いろんな補助金制度があると思うんですけれども、同じような計画書であっても審査の過程で受けられる方と受けられない方、お金に上限があるので、みんなが受けられるものではないのでそういう事業所が出てくるので、審査の在り方についてもうちょっと納得がいく審査の公表が必要かと思うんです。審査を通った事業所がどう審査をクリアしたのか、通らなかった事業所はなぜ通らなかったのかをきちんと納得いく形で知る権利が事業所にもあると思います。チャレンジ補助金制度はなくなったということですが、今後、いろんな補助金審査を行政がするときその在り方をきちんと県民に当事者に知らせることが必要だと思うんですが、その点はどう取り組まれるのでしょうか。

◎岡崎工業振興課長 委員の御指摘は、ごもっともなことだと思っております。チャレンジ事業のときの交付決定、または落選の通知のときは、今ちょっとはっきりと記憶にないので申し訳ないですけれども、製品開発の補助金など、例えば防災製品の認定事業といった場合は、通った方には今後のためのアドバイスとして審査会での審査員のコメントを、落ちた方には何が足りなかったのか分かる形で主なコメントなどを付記して通知させていただいております。チャレンジ事業がどうだったかというところはありますけれども、そういう形でしっかりと御納得いただけるよう提供していきたいと思っております。

◎岡田（竜）委員 伝統工芸品の売り出し方、体系的にというお話があったので、関連して土佐和紙総合戦略の中で海外への外商に関してはどういう扱いになっていますか。

◎岡崎工業振興課長 土佐和紙総合戦略の中で３つの柱の取組の一つで、付加価値の向上が外商の取組になっていくんですけれども、土佐和紙に関しては先ほど御説明したような形でパリなど欧州へ事業者に参加いただくこと、さらにはJETROを通じたアメリカへの市場調査もする予定になっておりますので、関心のある方を募って現地でのマーケティング調査につなげていこうと思っております。

◎岡田（竜）委員 資料の中に現地の見本市にも参加されてと載っているんですけれども、

前にもお伝えしたかもしれないですけど、いのの工芸村と紙の博物館は、インバウンドの方が来られたら、もうごそっと買っていかれるそうなんです。ここ何年かで一気に物販の売上げが伸びたとお聞きしていますので、そんなところも入り口の一つとして可能性があると思いますし、海外の方は日本の伝統工芸品がすごく好きな方が多いようなので、いろんな入り口から頑張っていたきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

◎**今城委員** ものづくり総合技術展開催が第14回ということで、今年、新たに工夫するとか、これまでと違うことは何か考えていますか。

◎**岡崎工業振興課長** ものづくり総合技術展は14回目で、もともとバイヤーを呼んできた商談が中心だったんですけども、リクルート目的で出展される県内企業者もかなり増えており、もう半々ぐらいと言ってよろしいかと思います。そういった点で次の物づくり総合技術展では、リクルート面でいうと、会場内の中心スペースをいろんなイベントをする形にしますけれども、できるだけ体験コーナーを増やしたり、女性の活躍をされている企業での何かしらデモンストレーションのようなことを考えておりまして、具体的にはプロポーズで委託しますので、そういった中で提案いただけることも加味して決めていきたいと考えております。

◎**今城委員** 関西の土木技術コーディネーター、週3日を4日に増やしていくということですけど、昨年からはじめて実績はどうだったのか。増やす理由って周辺に拡大するということですけど、効果は上がっているんですか。

◎**岡崎工業振興課長** 昨年の6月から動いていただいております、大阪府内の首長を中心にアポを取って県内の土木工法技術などをPRしていただいております。成果でいいますと、公共の発注というのは恐らく2年ぐらいかかるのではないかと見ておりますけれども、仕込みとしては好感触なものを何件か頂いておりますので、そういった活動を今度は兵庫であったり京都、奈良といったところに広げていこうと。具体の成果は、少しお時間を頂きたいと思っております。

◎**今城委員** 今、携わっておられるOBで周辺の自治体にも展開が可能なんですか。

◎**岡崎工業振興課長** お話を聞いておりますと、関西広域連合といったつながりもあって、府の局長級を経験された方でございますので、関西圏の自治体であったり、いろんな土木関係の業界団体とかにも非常に顔の利く関係を持たれている方でございます。

◎**今城委員** 次に戦略的製品開発推進事業費補助金ですけど、補正で減額して来年は大幅に増える予算なんですけど、実際、いいものができているんですか。可能性に動いている案件としていいものがあるんですか。

◎**岡崎工業振興課長** 今年度創設して20件採択しております。この補助金は2段階ございまして、小さな改良とか、小さな開発の補助額として100万円の開発チャレンジ事業と、補助額1,000万円、もしくは2,000万円という製品開発事業と2段階になっております。大き

な製品開発事業では、例えば漁船など船のエンジン、動力機関のメンテナンスを遠隔で行うための装置の開発であったり、具体的な御説明はなかなか難しいですが、新しい時代の半導体に使える製品の開発で、高知県内ではイノベティブと言っていいかわかりませんが、将来の市場としては非常に楽しみな案件が出てきております。

◎**今城委員** もう一つ、室戸の海洋深層水です。在り方検討会で、令和7年度が山場なんですけど、予算的には減額ぐらいですよ。在り方検討会で今、検証してますよね。実際、基本構想の策定まで行くんですけど、予算もかけずにいいものができるんでしょうか。

◎**岡崎工業振興課長** 研究所の在り方の検討会で、一昨年度から検討させていただいておりました。県外の研究所を持つ自治体が3つございますけれども、令和7年度にはそういったところの状況を委託調査して実際どういう機能が、では高知県でということなどを考えて、具体のハード整備としてはどれくらい予算なのかといったことを行おうとしておりました。

予算を計上したかったところでございますけれども、今、全庁的にハードの複合化の議論が出てきておまして、同時並行で進めるためには研究所が建て替えありきではなく、他県の状況も調査しながら庁内的な議論を深めないといけないと、ちょっと順番が変わっております。そのため令和7年度は委託予算などは計上せずに、職員が自前で他県の調査をしてまいりまして庁内議論から固めていこうと方針が変わっております。

◎**今城委員** いいものができるように、しっかりと取組をよろしくお願いします。

◎**寺内委員** 今城委員も言われたものづくり総合技術展の関係ですけど、バイヤーからリクルートということで、今回、雨天でもありましたけれども、会場を見せてもらって、特にリクルートの関係で、高知市が若者を県外流出しない、地元の企業を知ってもらうということで非常に入り口を多く構えて、学生も多く来られて、各店舗の皆さんが学生に丁寧に教えているのを見て、よく評価したところなんですけれども。引率の先生がついて一緒に団体で来られているんですけど、移動のバス代は委託費へ入っているのか、どこから出てくるかを知りたいです。

◎**岡崎工業振興課長** 高校生のバス代につきましては教育委員会で手当てしていただいております。こちらの委託費の中では小中学生の分を手当てしております。

◎**寺内委員** 特に高校生が大事になると思うんですが、県の教育委員会が手当しているということで合議になってくると思うんですけど。教育委員会はしっかりとバス代なんかは手当てしていると判断されていますか。

◎**岡崎工業振興課長** かつては私どものほうで予算化していたものを教育委員会に移したということがありますので、しっかり確保いただいて取り組んでいただいている。特に減額という話は聞いておりません。

◎**寺内委員** というのは減額云々ではなくて増やすべきで、予算があつて余ればいいんで

すけれども、予算がなかったら先生も連れていけないので、せっかくものメッセ、すばらしいものを行っているから、土日の休みいうたらなかなかでしょうから、金曜日という限られたときになってくると思うので、教育委員会に協力をしてもらわないと。幾らすばらしいものを作って、受入れしたとしても土俵があっても舞台があっても、来られなかったら何もならないので、教育委員会のほうにも訴えてもらえたいともありますので、ぜひお願いしたいと思います。

◎榎尾副委員長 見本市出展業務委託料の件でお伺いしたいんですけれども、外商で売上げを伸ばすのに効果的で前後のフォローも手厚いのです。予約増ですけれども、ここで書かれているように新規出展者が少ない点で、今まで見本市に出されていても、ある一定売上げが伸びたらもう出展をやめる企業も出てくる中で新規企業を確保するのは本当に大切だと思うんです。なかなか業種的に新しい工業系の企業が出てこない中で、今まで地消だけで経営ができていた企業にも目を向けていかれるということだと思うんですけれども、新規の企業の確保をどういった形で行っていくかお伺いできたらと思います。

◎岡崎工業振興課長 産業振興センターでは、県内企業、特に外商の支援でそれぞれ職員、またコーディネーターを担当決めてやっております。なかなか県外の見本市にまでは、いろんな経費もあって、いろんな理由があって出られなかった方向けには、実はものづくり総合技術展は逆にバイヤーを外から呼んでくる機会として設けていたわけですが、さはさりとてやはりそれぞれ専門の見本市に県外に出ていくことは効果があるものでございます。ですので産業振興センターで、そういった企業訪問などしていく中で、どんどん促していきたいと思っております。

◎久保委員長 海外展開のことについてですけれども、今から10年ほど前、私の知る範囲ではまだまだ高知県から海外展開をしている企業はあまり多くなくて、例えば土佐電子とか、井上石灰とか、農機具の太陽とか。そのときに思ったのが、こういう地方の企業が海外展開する、なかなか1企業だけでは難しいので、高知県のいいところ、官民が一緒になって、官がサポートすることによって、向こうの信頼性も高まるので、行政も一緒にやっていきたいと思います。タイとかベトナムに海外の拠点ができて行政がやっているという、本当に高知県ならではの展開だなと思うところであります。

例えば林業でしたら杉の原木を出したり、水産も出したり、土佐酒も出したりということをやっているということです。同時に一番大きいのは工業で、高知県工業会の中に海外部会をつくったらどうですかと、当時の山崎会長とお話をして海外部会ができたところだと思います。もちろん行政とサポートして一緒にやっていくことも大事です。工業会の中で情報共有しながら、お互い企業が競合しない場合は、一致団結して海外展開を図っていこうという趣旨の下にできたと思いますけれども、その後の工業会の海外部会の経過は。

◎岡崎工業振興課長 私の把握しているところでいいますと、海外部会、立ち上がってい

たんですけれども、実質今活動はされてないと承知しています。恐らく工業会の中は製品を持って販売していく企業は実は少なく、いわゆる下請系の企業が多かったことが、要因としてはあったのではないかと推察しております。ただ、一方でタイやベトナムのサポートデスクもできて、部品製造とか下請系の方も、現地での製造といった連携も視野に入れた形で、いろいろミッション団などには御参加いただいておりますし、青年産業交流会という組織でまとまって見に行ったりとかもされております。今その工業会の中の海外部会は、それほど動きが見られませんが、また状況は変わってきている感じもしているところがございます。

◎久保委員長 行政と一緒にやっていくところ、工業会の中で、当時、山崎会長もすごく大事だと思うとおっしゃっていたので、効果があるのであれば、県からもアドバイスをしながら進めていってあげたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を終わります。

以上で、工業振興課を終わります。

〈経営支援課〉

◎久保委員長 次に、経営支援課の説明を求めます。

◎崎村経営支援課長 まず当課の令和7年度当初予算について御説明いたします。1ページでございます。

上から4段目、経営支援課の令和7年度一般会計歳出予算は25億7,497万8,000円で、前年度より24億5,647万1,000円の減額となっております。

続きまして、当課の主な歳入について御説明いたします。

2ページでございます。左側、科目欄の上から7つ目、6商工労働費補助金は、経営高度化支援事業費補助金や、商店街デジタル化支援事業委託料、中小企業制度金融貸付金保証料補給金などの財源として、国の補助金や交付金を受け入れるものです。

その5つ下、13新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金繰入は、県のコロナ関連融資に係る利子補給などに必要な額を基金から繰り入れるものです。

続きまして歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。

3ページでございます。右側説明の欄、最後の3中小企業経営支援事業費は、小規模事業者などの経営支援に取り組む商工団体などに対し、その運営に要する経費などを助成するものです。

4ページでございます。1つ目の小規模事業経営支援事業費補助金は、経営相談などを行う25の商工会と6つの商工会議所、商工会連合会の経営指導員などの人件費と経営改善普及事業などに助成するものです。

その下の高知県中小企業団体中央会補助金は、高知県中小企業団体中央会の指導員などの人件費と人材育成事業などに助成するものです。

その下の経営高度化支援事業費補助金は、コロナ融資の返済などにより資金繰りの悪化した事業者の事業再生や新事業への進出など難易度の高い支援案件に対応するため、専門的な経営知識を有する人材を経営支援エキスパートとして高知県商工会連合会と高知商工会議所に2名ずつ配置する事業に助成するものです。

次に4商業振興事業費の1つ目、商店街デジタル化支援事業委託料は、議案補足説明資料で御説明させていただきます。

5ページでございます。デジタルデータを活用した商店街の活性化でございます。まず、資料上段左にあります現状を御覧ください。商店街においては①郊外大型商業施設との競合やインターネット販売の利用増など、消費者の購買行動が大きく変化しております。一方、②にありますように、観光客やインバウンドなど、中心商店街のにぎわいは回復基調にあります。

こうした中で、その右、課題にありますように、商店街には①時代の変化や消費者ニーズに合った品ぞろえなど、個店経営のアップデート。②増加傾向にある街のにぎわいを個店の収益増につなげるための取組が必要といった課題を抱えております。

そこで、その右の方向性としましては、1つ目、A Iカメラで取得した人流データを活用し、データに基づく戦略的な取組により、商店街の活性化や個店の収益増を図っていきたいと考えております。2つ目、そうした取組を他の商店街などにも横展開することで、デジタル化による県内商業の振興につなげていくことを考えております。

次に資料中段左側の令和6年度の取組を御覧ください。令和6年度の取組としまして、(A)帯屋町筋の5か所にA Iカメラを導入し、人流データを計測する取組を高知市とともに支援しました。導入後は(B)(C)商店街組合モデル店舗15店舗に対する伴走支援、(D)事例集の作成や事例発表会の開催など、モデル事例の普及活動を行ってきました。

これらの取組を進める中で、資料中段中ほどの見えてきた課題にありますように、(1)商店街組合では人流データのさらなる活用やデータを活用する店舗を広げ、人流データの計測の運用を持続的に行うこと。(2)各モデルの店舗において、デジタル化計画が策定され取組が一定進んでおりますが、県内の他の商店街などへデジタル化の取組を促進するためには、モデル店舗が売上増加やコスト削減、従業員の働き方改革といった定量的な成果を出すことが必要であり、(3)これらの取組を他の商店街に広げることが必要なことなどの課題が見えてきております。

こうした課題を踏まえ令和7年度の取組としましては、資料中段右側に示しております。具体的には、(1)商店街組合に対する伴走支援実施ですが、組合が商店街の振興につなげていくために行う人流データの分析や、そのデータを活用し、個店だけではなく、P o i n t 1として記載している百貨店など、商店街周辺の施設と連携して行う取組の支援を行います。(2)帯屋町のモデル店舗に対する伴走支援の実施は、他の商店街などへデジタル

化の取組を促進するためには、モデル店舗の取組を他の店舗が目指す取組として確立する必要があります。このため売上増加やコスト削減、従業員の働き方改革につなげるなどといった定量的な成果を得られるよう、今年度に引き続き支援を行うものです。また、P o i n t 2 で記載していますが、高知工科大学の学生にもP B Lと言われる課題解決型学習の一環として参加してもらうことを想定しております。最後に（３）のモデル事業の普及ですが、本年度に作成した事例集の活用やセミナーを開催することにより、デジタル化によるメリットなどを高知市内商店街に伝えることで取組を促進していきます。

議案説明書に戻りまして６ページでございます。４商業振興事業費の４つ目、空き店舗対策事業費補助金は、商店街の空き店舗に出店する事業者に対し、出店時に必要な改装費や空き店舗の所有者が行う店舗部分と住居部分の分離、内装工事に係る費用などについて助成するものです。

その下の商店街等振興計画推進事業費補助金は、地域商業の活性化を図るため、それぞれの地域における歴史や文化、食や自然といった地域資源を活用した商店街等振興計画を策定し、その計画に位置づけられた取組を実行する商工団体などに助成するものです。

その下の中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金と次の地域商業活性化支援事業費補助金につきましては、一体的に取り組む内容となっておりますので、議案補足説明資料で併せて御説明させていただきます。

７ページの地域商業の維持・活性化に向けた取組を御覧ください。まず、資料上段左側、現状を御覧ください。（１）地域商業の活性化に向けては、これまで商店街などを中心とした商業集積地域を対象に取り組んできております。平成30年度からは商店街等振興計画の策定支援を行っており、18地域が計画を策定し、計画に基づく取組により、商店街におけるにぎわいの創出など一定の成果が得られました。（２）また、県では令和６年３月に「高知県中山間地域再興ビジョン」を策定し、全庁挙げて中山間地域の活性化に取り組んでおり、中山間地域の暮らしを支える仕事を生み出す施策の一つとして、商業機能維持への支援が位置づけられております。

こうした取組を進める中で、その右、課題としましては、（１）郊外型店舗の増加や過疎、高齢化の進行により商店街などの空洞化や営業店舗の減少が続く中、市町村や商工団体から地域地域で住民生活に必要な商業機能を維持したいというニーズが寄せられていること。

（２）これまで商店街などへの支援を中心に行ってきたため、中山間地域への支援策の強化が必要といった課題が出てきております。

これらの課題に対応するため、その右、今後の方向性としましては、（１）これまでの「商店街等振興計画」を「地域商業機能維持・活性化計画」に改め、対象地域を商店街などから市町村全域に、策定主体を商工団体を中心とした協議会から市町村に変更することで、地域に必要とされる商業機能の維持、活性化に向けた取組の推進を図ること。（２）県は計

画の策定・実行を、デジタル化や事業承継、企業誘致戦略などの他の支援策もフル活用しながら伴走支援を行うことを考えております。

次に資料中段、令和7年度を取組を御覧ください。資料左側が商店街等振興計画の概要と支援策を記載しており、右側は地域商業機能維持・活性化計画について記載しております。

左側の商店街等振興計画は、商店街などの振興を図る目的で商工団体などを中心とする協議会が主体となって策定した計画の実行段階において、その取組を商店街等振興計画推進事業費補助金により支援してまいりました。

次に、右側の地域商業機能維持・活性化計画について御説明させていただきます。令和7年度から新たに取り組む地域商業機能維持・活性化計画は、市町村が主体となり、それぞれの市町村における現状や課題などを踏まえ、地域商業の機能維持、活性化を図る目的で、商店街などだけではなく、市町村全域をエリアとし策定する計画です。その計画の策定やその実行段階においては、策定支援にマル新とありますように、協議会などの体制づくり、地域商業機能の洗い出しや、アドバイザーの派遣などの人的支援を行うこととしております。また、取組支援については、記載のとおりソフト事業やハード事業の取組に対し支援することとしております。県でも地域商業の機能維持、活性化を促進するため、この後、企業誘致課から説明のあります企業誘致戦略との連携や、資料下段にありますように、県や国が策定している様々な支援策をフル活用しながら、伴走支援を行っていきたいと考えております。

また、資料下段左、新たな出店や創業を支援するのマル拡、中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金を併せて拡充することとしております。中山間地域で事業を行いたいというニーズに幅広く対応するため、これまでの空き店舗に加え空き家についても補助対象とすることとしました。加えて、商店街などよりもさらに厳しい状況の中山間地域の出店を支援するため、補助上限額をこれまでの120万円から500万円に増額いたします。このように補助要件を拡充することにより、中山間地域における住民の生活に必要な店舗の維持や創業につなげていきます。

議案説明書に戻りまして8ページでございます。下から2つ目の中小企業制度金融貸付金保証料補給金は、県内の中小企業者に必要な事業資金の供給を行うために設けております県制度融資を利用する際に、事業者が信用保証協会に支払う保証料の一部を助成するものです。県は信用保証協会に対し、事業者負担の一部を補給することにより、利用者の負担軽減を図っております。令和7年度当初の県制度融資は、融資枠を325億円に設定しております。融資メニューについては、昨年7月に安心実現のための高知県緊急融資の中に創設しておりました経営力強化保証枠を新たに融資制度として独立させることとし、引き続き事業者の皆様の資金需要に対応してまいります。

その下の中小企業設備資金利子補給金は、商工会・商工会議所などの支援により、経営計画などを策定した中小企業などが、その計画に基づき行う生産性向上や脱炭素化のための設備投資に必要な資金を調達されるための融資に係る利子を補給するものです。

9 ページでございます。1 つ目の新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金は、県のコロナ関連融資に係る利子の補給分です。

その5 つ下の事業承継等推進事業費補助金は、事業承継に取り組む事業者に向けて、事業承継計画の策定に必要となる諸経費や、中山間地域で事業を引き継ぐ買い手に対して、既存事業の買収や引継期間中の生活費などに係る費用を助成するものです。

その下の事業承継奨励給付金は、中山間地域で事業を引き継ぐ買い手に対して支給するもので、中山間地域の事業引継ぎを受けた県内の買い手に50万円、県外からの移住を伴う場合には100万円を支給するものです。移住施策と企業などと連携し、広くアピールすることで本県に注目していただき買い手の増加につなげ、中山間地域における第三者承継の促進を図ってまいります。また、県全体の事業承継支援の底上げを図るため、令和7年度からは市町村や地域の支援機関の担当者を集めた勉強会を行います。経営者の普及啓発や支援ニーズなどの情報を共有するためにも、地域の支援機関の連携体制を強化していきたいと考えております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。10ページでございます。1 つ目の中小企業制度金融貸付金の保証料補給は、先ほど御説明しました制度融資の令和7年度の新規融資に係る保証料補給金について償還期間まで債務負担を行うものです。

その下の中小企業設備資金の利子補給は、生産性向上及び脱炭素化のために行う設備投資に係る融資の利子補給金について、補給期限まで債務負担を行うものです。

最後の高知県信用保証協会が行う農業ビジネス保証制度における損失補償は、国の農業ビジネス保証制度を活用した融資メニュー、農業ビジネス保証融資制度により、商工業者の農業参入、農業の6次産業化に関する資金需要にも対応するために債務負担を行うものです。

続きまして特別会計について御説明いたします。11ページでございます。当課で所管します特別会計は、中小企業近代化資金助成事業特別会計で、上から2 つ目の経営支援課の欄にありますとおり、令和7年度の予算は5億6,028万6,000円となっております。

続きまして歳入について御説明いたします。12ページでございます。

2 つ目の1 設備導入資金助成事業収入の201万5,000円は、前年度からの繰越金などでございます。

3 つ下の2 高度化資金助成事業収入の5億5,827万1,000円は、中小企業者への貸付金の元金収入などでございます。

続きまして歳出について御説明します。13ページでございます。

左から科目欄の上から3つ目、1 償還費です。これは償還を受けた設備近代化資金を負担割合に応じて、国と県の一般会計に償還するものでございます。

その下の2 運営費は、設備導入資金の債権管理などに要する経費です。

科目欄一番下2 高度化資金ですが、次の14ページの1 元利償還費を御覧ください。これは償還を受けた高度化資金を負担割合に応じて、中小企業基盤整備機構と県の一般会計に償還するものでございます。

その下の2 運営費は、高度化資金の債権管理などに要する経費です。

右の説明欄上から3つ目の債権管理業務等委託料は、県が管理する貸付金について、連帯保証人の死亡に伴う相続人調整、法的手続が増加していることから債権管理業務の効率化を図るため専門業者に委託を行うものです。

以上で令和7年度一般会計特別会計の当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして補正予算について御説明いたします。15ページでございます。上から4つ目の経営支援課は、15億3,950万2,000円の減額になっております。

続きまして歳出について御説明いたします。16ページでございます。右の説明欄を御覧ください。

1 商業振興事業費の中山間地域商業機能維持支援事業費補助金の減額は、中山間地域の開業に当たって出店条件が整わなかったことなどから、活用が少なかったことによるものです。

その下の2 中小企業金融対策事業費の中小企業制度金融貸付金保証料補給金の減額につきましては、経営改善融資が昨年6月までで取扱いが終了になったことや繰上償還などにより保証協会への保証料補給金額が見込みを下回ったことによるものです。

2つ下の新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金の減額は、繰上償還などに伴い金融機関からの請求が見込みを下回ったことによるものです。

17ページでございます。3 事業承継支援事業費のうち事業承継等推進事業費補助金の減額につきましては、承継の延期などにより利用が伸びなかったことから減額を行うものです。

その下の事業承継奨励給付金につきましては、事業承継や成約までに時間がかかることなど利用が進まず減額を行うものです。

その下の4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金につきましては、基金の運用から生じた運用益を基金に積み立てるものです。

続きまして特別会計の補正予算について御説明いたします。18ページでございます。経営支援課は5億2,197万円の減額になっています。

続きまして歳出について御説明いたします。19ページでございます。左側科目欄の上から2つ目、2 高度化資金の下の1 元利償還費は事業者の償還計画の変更により償還額が計

画を下回ったため減額するものです。

私からの説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 7ページで御説明いただいたチャレンジショップ事業についてですけど、補助率2分の1以内で補助限度額500万円ですよね。中山間地域の商工会に聞くと、このチャレンジショップ事業は、若い人が非常に意欲的に取り組んで商店街の活性化にもつながるので期待している、楽しみにしているんですけど、1件だったら500万円の補助限度額でできるけど、これが2件とか3件とか希望があった場合に、500万円を割らなければならなくなる。結局やろうとする人の持ち出しが負担が大きくなることがあって、だから市町村によってばらつきあると思うんですけど、希望者の多いところには、もっと上乘せして補助がないと、頭打ちになっちゃう状況があると思うんですけど、いかがですか。

◎崎村経営支援課長 チャレンジショップの予算は、補助限度額500万円とありますが、資料7ページの左の商店街振興計画の補助対象は、①地域商業の活性化に資する事業と、②チャレンジショップ事業の2つです。例えば①の地域に関する事業が100万円の場合は、残りの400万円がチャレンジショップ事業でやるようになっています。そこは大前提です。丸々500万円はチャレンジショップに使えません。

委員御指摘のとおり、確かに市町村内で2店舗3店舗となったときに、限度額の問題が出てきますが、市町村との話の中では、まず限度額はすぐには変えられないので、我々も勉強、研究しながらやっていきます。市町村の間接補助になっておりますので、市町村の中でも2店舗は出せるけど3店舗はできない場合もあります。そのあたり市町村と話をしているところでございます。

◎武石委員 例えば県内の市町村で手が挙がらないところ、空白地帯があるとすればですよ。その予算を希望者の多いところに振り分けてもらえないかとの声もあるんですけど。

◎崎村経営支援課長 そのあたりは部内と財政と研究しながら見直せるところは見直していきたいと思っています。

◎武石委員 そういう意見、声がありますのでよろしくお願いします。

それとデジタル化も、御説明いただくように非常に重要だと思うし、帯屋町のデジタル化も成功事例が積み上がっていくように期待するんですけど、先日高知市内の事業者、私から見たら結構成功している小売業の経営者の話を聞くと、これまでみたい在庫を抱えて、来たお客さんに売るという形態は大変だと。それよりはネットで注文があったら即対応するのが今の時代のビジネスモデルなんだという話を聞いたのが一つ。

それから中山間地域の商店街、衣料品店とか布団屋なんかの声を聞くと、最近はネット販売に随分お客さんを取られているという話を聞くのも事実。それから高知市近郊にも大型の家具店があって、当然家具店といったら、ベッドとかいろんなものをたくさん置か

ないかんから郊外で大きな店舗でやってきたわけですけど、名前出しませんが御存じのように高知市内の百貨店に２フロア家具店が入っていますよね。その百貨店の社長に、家賃も高いところやろうに、そこにあれだけの大型家具を置いてビジネスになるんですかと率直な疑問をぶつけたところ、いやあれいいんですよと。どうしてかいうたら、今、高知市内にマンションがどんどんどんどん建っていますよね。それで郡部からマンションに移り住んできた方が家具を買う。車で郊外の家具店までは行けないけど、高知市内の百貨店だったら歩いて行きますから、非常に売上げはいいと。

どうしてこういう例を挙げたかといったら、旧来のビジネスモデルから明らかに変わっていると思うんですよ。だから中山間地域の商店街の衣料品店とか布団屋も、例えば商工会がネットショップみたいなものを立ち上げて、そこで注文するとかすれば、在庫の量も減らしたりしながら売れるものを仕入れて売っていくとなるんじゃないか。つまり時代の流れにビジネスモデルも適合していく必要があるんじゃないかということをお願いなんですけどね。デジタル化を活用して、そういう流れに持っていくことはどうかなと思うんですけど、課長の御所見をお聞きます。

◎**崎村経営支援課長** 委員御指摘のとおり、コロナ前からコロナと今現在、特に商店街についてはビジネスのやり方が変わっております。高知市の帯屋町について、昔と違って物をネットで買うということがありますので、そういう点を踏まえて我々も地元の商工会とか商工会議所と、ＥＣといったやり方ができるかどうか。やれるところはやっていくし、とはいえ商店街に人が集まってくるのも大事です。そのあたりのバランスというか、事業者が残ってもうけることによって守っていかないといけないということでデジタル化を進めるとか、人の交流の場、コミュニティーの場の商店街でもありますので、そのあたりも研究しながらやっていきたいと思っています。

◎**岡田（竜）委員** デジタルデータを活用した商店街の活性化、帯屋町の事業ですけど、まずその前に聞きたいのが、これほかの市町村の商店街が手を挙げたからといって同じことをやるわけではないですよ。

◎**崎村経営支援課長** そうことです。

◎**岡田（竜）委員** であれば、データを集めて、さらに市町村のほかの商店街に広げていくときに、武石委員の話とも関連するかもしれないんですけど、どんな形で。今の時代といっても、帯屋町とよそは状況も違うことをどういうふうに横展開のイメージを描いているか教えていただきたい。

◎**崎村経営支援課長** まず今年度デジタル化で帯屋町でやっていることの一つは人流データ、多分皆さんすごく注目されていることだと思います。もう一つは大きな意味でのデジタル化を進めております。委員のおっしゃるとおり、高知市帯屋町筋以外の高知市内含む商店街に広げる、人流データを使う、カメラを設置するのは経費の面でも厳しいと思いま

す。我々としてはデジタル化によって、今まで手がけていた伝票をデジタル化するとか、SNSで広告宣伝するとか、勤怠管理をデジタル化するとかで、各市町村の商店街でもオペレーションを効率化して人が少なくてもやっていけるとか、そういったこともやっていけるのではないかと考えております。

◎岡田（竜）委員 いろいろ大変でしょうけど、よろしくお願いします。しっかり横展開できる事業にしていきたいと思います。

もう一個聞きたいのは、前にも質問させていただいた大規模小売店舗のことですけれども、車の出入りのことで後ろの出入口を開けたことがあるか、状況が悪くなったら県に報告するということもありましたし、歩行者の安全について教えていただけますか。

◎崎村経営支援課長 ドン・キホーテにつきましては、2月17日にプレオープン、2月18日からオープンしておりますが、今のところ交通渋滞はあるものの、特に問題になったとは聞いておりません。県警にも確認したところ同じように特に問題は起きていないと話を伺っております。

◎岡田（竜）委員 後ろの出入口、住宅地のほうの利用はありますか。

◎崎村経営支援課長 渋滞時の南の国道に出られない場合は、北口の入り口を開けるようにしているのですが、ただ北口も東側、右折する方法しか取っておりません。そのあたりは警備員も配置しておりますので、スムーズにいとっていると聞いております。

◎寺内委員 各委員から出た高知市の中心商店街、いろんな人流はぜひともお願いしたいと思うんですけど、四国4県の県庁所在地で商店街でいったら高知は結構な人数がいると思うんですよ、人流というか。そのときに入りたい店があるかどうかの一つだと思うんです。香川県高松市の丸亀町商店街が全国にとどろかして、大きな違いが何かというと丸亀町商店街はそこに住んどるんですね。住んで自分たちの死活問題で危機意識に物すごいだけとったんですよ。

高知市で言うと、もう二世、三世が郊外の団地へ皆住んでしもうて町には住んでいないんですよ。そこら辺は学び取ってやっていくこと、それと行政がタイアップしたときに生まれるものがあるんじゃないかなと思って。人は増やすけれども最終的には商売人ですから、やはり何を買ってもらうか。量販店が悪い悪いではいかんと思う。大型量販店が悪い悪いではいかんと思うんですよ。特に高知市について言っていますけれども、行政にも限界はあると思うんですけど、官民連携もあると思うんですけど、高知市と県で、商店街に努力も一定してもらわんといかんところがあると思う。そういうところはどうか考えになりますか。経営者が家として商店に住んでいるという意味合いを言っているんです。

◎崎村経営支援課長 まさに高知市の例ですけど、帯屋町以外の商店街で2階に住んでいる方もいらっしゃるって、それを御子息とかに譲りたいけど、いない。だから新しい方を呼びたいと、大変だけどどうしたらいいかという御相談が高知市にもあると聞いております。

そういった中で我々が何をできるかという、新しい地域商業の計画をつくっていただいて、後継者育成とか考えなければならない。高知市はなかなか広うございますので、そのあたりどうやっていくのかはこれから高知市と調整したいと思います。

◎寺内委員 いや行政に求めるわけじゃないんです。今、行政は県も市も精いっぱい商店街にやってくると思うんですよ。商売人としてやっていくときに、丸亀町を例にしましたが、言ったら商売人ですから自分たちの努力、自己努力も必要じゃないかと、そこはコラボして官民連携できるのではないかと確認した。愛宕商店街とか万々商店街は、非常に頑張っているところがあって、行政の支援は少ないですけども発展しているところもある。中心商店街はこんなにしてきているんですけども、経営者も頑張っているというのがあるってですね。

◎濱田商工労働部副部長（総括） 従来の商店街支援は、少し表現が悪いかもしれませんが、どちらかというイベント頼みの部分が多かったと感じております。それ自体を否定するものではございませんが、どうしても一過性、その日だけ盛り上がるということがあると思います。

今回の取組につきましては、推計にはなりますけれども、町を歩いている人の流れ、性別とか年代層とかを分析して経営に生かす取組でございます。帯屋町筋も広く積極性を見せておりまして、まずは積極的にやりたいという15店舗に参加いただいております。意外だったのが、いろんなところから出てきた声として、自分たちは町を歩いているとどっかという中高年の人が多いと思っていただけれども、実際カメラで測ってみると若者が多いと分かったので、品ぞろえも若者向きにして物を仕入れるとか、飲食店であれば若者向けのメニューを増やすといったことをやっていきたいと、非常に前向きな御意見が出ておりますので、人の流れのデータを店の収益につなげる取組を一緒になって進めていきたい。

どこにお住まいかについてなかなかこちらがお勧めできるものではございませんけれども、そういう形で官民連携して取り組んでいきたいと考えております。その流れをまず帯屋町の中でしっかりと広めていく。その次は、はりまや橋商店街とか、帯屋町以外の中心商店街に広げていくし、菜園場、愛宕と、最終的には県内全域と長いスパンで考えているプロジェクトでございますので、引き続きよろしくお願いします。

◎寺内委員 課長、副部長の言ったとおり、行政のしていることを否定したわけじゃないんですよ。経営者も努力が必要だと。特に中心商店街にはモデルになる部分があるので、人流もいろいろやってくれているので、経営者の努力をしっかりと訴えてもらいたいという意味合いですので、お願いいたします。

◎はた委員 地域商業の活性化に向けた取組で、在り方の見直しの方向性についてはすごく大事で、今までは商店街ということでの支援が、集落、地域を守るための商店街、商店

支援で、人口減少対策と併せて大事な方向なんですけれども。

平成30年度からやってきた商店街振興計画を持っているところの補助金制度が、スライドで今回全市町村域でも使えるのかといたら、米印に書かれているとおり計画を策定している市町村については継続的に使えるけれども、そうじゃない市町村については令和7年度は使えないというしかないので、現状のところに書かれていますけど、現在計画を持っているのが21市町村、残りの市町村は計画がないがゆえに事業費補助金が使えない。集落、地域を守るために商店応援します、現場では商店の維持が求められるわけですけど、市町村にとったら補助がないので、そこを拡大させることが制度的にも必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

◎崎村経営支援課長 21市町ということもありますので、新しい計画の策定をしていただくということと、つくっていないところも含めてお願いします。今までの商店街がつくっているところも、引き続き計画を新たにをつくってもらうところを積極的に市町村を回ってやっていきたいと思います。あと、中山間地域商業機能維持支援事業という空き店舗対策の事業もありますので、それを回してやっていければと思っております。

◎はた委員 せっかく全市町村を対象にしたわけですので、使える補助金制度、格差なくしてどこでも商店を応援できる制度にしていきたい。差別のないというか、制度上格差のないようにしていきたいと要望しておきます。

◎武石委員 帯屋町のにぎわいとかいう話で、先日、土佐のおきゃくのイベントのときに、商店街とか公園とかいろいろ歩いてみたんですね。そのときに帯屋町で事業者から聞いたのが、町はにぎわってわいわいしているけど、個店個店には客が全然入ってくれんという話もあって、何が原因なのかはこれから分析せないかんけど、そういう声があるのは事実。イベントが悪いという思いは全然ないけど、一つの課題として、にぎわっているお客さんが商店にも足を運んでもらえる仕組みづくり。商店側も努力せないかんし、人が集まるきイベントはいいと思うんですよ。それをどうやって各個店に入ってもらえるかですよね。この辺を次の課題としてぜひお取組をいただきたい。要請です。

◎久保委員長 昼食のために休憩とします。再開は1時10分とします。

(昼食のため休憩 12時4分～13時9分)

◎久保委員長 休憩前に続きまして委員会を再開し、経営支援課への質疑を続行します。

◎今城委員 中小企業経営支援事業費で、経営指導員の配置基準が変わったということで、人数的に今年度はどんな数字になっていますか。

◎崎村経営支援課長 今年度につきましては、商工会全体で経営指導員40人、商工会議所が45人になっております。

◎今城委員 それは例年に比べて増えているんですか。

◎崎村経営支援課長 同程度でございます。

◎今城委員 それからITとか経営指導員の職務がどんどん増えているんですけど、処遇改善というか賃上げ、本会議でも議論があったんですけど、どういう状況ですか。

◎崎村経営支援課長 今、民間企業も賃上げもしていますので、来年度につきましては、商工会・商工会議所の人件費はアップしております。

◎今城委員 それ、どのくらいですか。

◎崎村経営支援課長 人件費につきましては、県の補助金が商工会で約7%、商工会議所で約2%になりますが、これは職種の数とか違ってしますので、多い少ないは単純比較するべきものではございません。

◎今城委員 次に、その経営高度化支援事業費補助金で、商工会連合会に2人、高知商工会議所に2人ということですけど、郡部の我々が利用しやすいのかどうか。高知まで来ないといけないのか。そのあたり、出張とかはどういう状況ですか。

◎崎村経営支援課長 商工会議所に2名、商工会に2名、それぞれ配置しておりますので、商工会担当の2名が県内を回るように、例えば須崎で降りて須崎から行くとかですけど、郡部を回るようにしております。

◎今城委員 商工会議所はどうですか。

◎崎村経営支援課長 高知商工会議所に2名置いていますので、須崎に1名、高知に1名置いています。

◎今城委員 宿毛とか中村にも来るんですか。

◎崎村経営支援課長 須崎に1名おりますので、出張で行くようにしています。

◎今城委員 幡多地域にも1人欲しいなと思うんですけど、今、県庁全体でスマート・シュリンク・フォー・サステナブル・ソサエティーとか、商工会議所もスマートで幡多で1つになって、高度化の支援もできる体制にするとか、そういう改革についてはどのような状況ですか。

◎崎村経営支援課長 商工会・商工会議所は基本的には県と違う組織ですので、県のほうが合併するとか統合するとかはできないですけど、ただ商工会議所でも、商工会もですけど、事務の効率化・広域化はしておりません。そのあたりは、我々もサポートしていきたいと思っております。

◎今城委員 組織が大きくなったら、高度な人材も確保できたり、もっといい方向に動くと思いますので、ある程度指導とかも必要じゃないかと思います。

◎濱田商工労働部副部長（総括） 幡多の中村・宿毛・土佐清水、3つ商工会議所がございまして、昨年度の話で恐縮ですけども、専務理事会がございまして、その中で出た御意見としては組織の独立性はいろんなお考えがあるので、そこは維持するとして、いわゆ

る経営指導の仕事なんかを共通化する、セミナーを一緒にやるとかできるのではないかと
いうお話も出てきておりますので、これから順次広がっていくのではないかと考えてお
ります。

◎**今城委員** 次に、中山間地域商業機能等維持支援事業費補助金、補正で480万円減で、当
初600万円やったのほとんど使われてない。来年度は2,600万円と、すごく充実しているん
ですけど、これまでゼロだったものが急に予算つけても活用していけるんですか。どうい
うふうに充実していくんですか。

◎**崎村経営支援課長** これまでは、市町村経由の間接補助でした。特に中山間地域はなか
なか案件等も少なく、市町村自体も予算化することは厳しい状況でした。ですので来年
度は、県が直接補助を事業者に出すようにしていますし、資料の7ページに書いておりま
すが、空き家も対象にしましたので、利用が増えるのではないかと考えております。

◎**今城委員** 私の宿毛は地震の後、中心市街地はほとんど更地になっていってるんですよ
ね。事業者の皆さんもやる気になってもらって、何とか維持していかないかんのですが、
新たな仕組みで改善が進むんでしょうか。

◎**崎村経営支援課長** 今回新しい取組も入れておりますし、補助金も充実させております
ので、市町村、商工会と事業者も含めて連携しながらやっていきたいと思っております。

◎**今城委員** 成果にこだわって、しっかりとよろしくお願い申し上げます。

◎**崎村経営支援課長** 承知しました。

◎**岡田商工労働部長** まずは地元ファーストで、地元の意見を聞きながらきっちりと対応
してまいります。

◎**加藤委員** 関連で。中山間地域のお店の出店支援みたいなイメージでいいのかと思うん
ですけれども、どういうところが対象になってくるんですか。中山間地域ってどこになり
ますか。

◎**崎村経営支援課長** エリア的に説明させていただきますと、全市町村エリアになります。
対象は、地域地域で必要な、例えば小売りのスーパーだったり、散髪屋とか美容院、それ
ぞれ物を買いたいから店が欲しいとか、サービスが欲しいから店が欲しいということがあ
ります。そのあたりは、市町村と事業者、地元の方とか商工団体とか含めて、地域地域で、
これまでの商店街だけではなく、市町村内でどこにこういう機能が欲しいというのを支援
していくと考えております。

◎**加藤委員** 例えば、商店街を活性化する事業でしたら商店街という地域が対象となって
分かりやすいんですけども、中山間地域というと県下かなりの部分が中山間地域になり
ますので、候補というか対象地は選定していかれるのでしょうか。

◎**崎村経営支援課長** 今回、制度を改めるきっかけになったのは、今年度、商工会・商工
会議所を各10か所ほど回らせていただきまして、その中で出た御意見で、商店街は当然、

支援して分かります。ただ一方で、旧の市町村単位とか大字単位で必要な商業機能とかを支援してほしいという声がありました。そのため、今回新しい計画にして、地元をよく知っている市町村が主体になって、地域地域にどういう機能が必要なのか、どこにこういう機能が不足しているのか考えていただいて、それを商工団体なり県なりがサポートして計画をつくっていくと考えております。

◎加藤委員 ぜひ、かゆいところに手が届く事例が増えていったらいいと思います。一方で、中山間地域というか過疎地でお店が営まれているケースは、昔から経営されてる方々が多いと思うんですけれども、結局持家だから、個人事業主だから、かなり経費が節約できる形で運営が成り立っている面もあると思うんですよ。こういう支援があつて背中を押すことも大事だと思うんですけれども、家賃を払いながら新たなニーズを掘り起こしながらビジネスを成り立たせていくことは、既存のお店にはない御苦労があると思うんですよね。そういう意味では、事例をつくっていく課題もあると思うんですけれども、それをしっかり運営していくということも、見通しもしっかり立てていかないといけないと思うんですが、そこあたりのニーズの把握とか採算が取れるかどうかはどういうふうに判断していかれますか。

◎崎村経営支援課長 その点につきましては、これまでどおり商工会とか、商工会議所と連携しながらしっかりと支援していきたいと考えています。

◎加藤委員 今まで事例がなかったということで、よりニーズを組んで充実させてやっていくということです。ぜひ、事例が増えてきたらいいなと思うんですけれども、やっぱり続いていく事例にならないと。お店はできたけれども持続性が厳しかったとなってしまうと、地域にとってもせっかく期待させたのに応えられなかったとなってもよくないと思いますので、経営判断みたいなのところも併せて事業として取り組んでいただきたいと思います。

◎崎村経営支援課長 その点は、中山間地域で事業をやるのは我々もなかなか厳しい状況だと思いますので、先ほど申し上げました、商工会とか市町村も含めてですけど、しっかりと支援していくようにしたいと思っています。

◎宮地商工労働部副部長 補足させていただきます。中山間地域の活性化、地域商業維持支援事業費補助金とか、空き店舗の補助金につきましては、創業時に使われる方もいらっしゃる。それから経営をしっかりとっていただきたいという面もありますので、申請の段階で経営計画を商工会にも見ていただいて、開業された後も伴走支援していただく仕組みにしておりますので、長く経営を続けていけるようにバックアップも連携してやっていきたいと思っております。

◎はた委員 事業継承の支援も、地域商業維持の取組の中でされているんですけれども、この財源は、例えば国の後継者支援ネットワークの事業なのか、予算の財源について教え

てください。

◎崎村経営支援課長 県単でございます。

◎はた委員 事業継承の制度で、年齢で分けているとか職業で分けているとかはないですか。全職種どの年代の方も使える事業継承の支援制度でいいでしょうか。

◎崎村経営支援課長 基本的には、特にございません。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、経営支援課を終わります。

〈企業誘致課〉

◎久保委員長 次に、企業誘致課の説明を求めます。

◎小川企業誘致課長 まず、令和7年度一般会計の当初予算について御説明いたします。

1 ページでございます。予算総括表の上から5段目の企業誘致課でございます。令和7年度の予算総額は18億6,591万8,000円で、令和6年度と比較しまして、1億7,973万3,000円の増となっております。これは、企業立地促進事業費補助金の増などが主な理由でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。2 ページでございます。

一番上の9 国庫支出金は、立地企業人材確保支援事業などに充当する雇用開発支援事業費等補助金など、国からの補助金や交付金の受入れでございます。

中ほどにございます、12繰入金は、流通団地のリース収入や高知テクノパーク及び南国日章産業団地の土地売却収入を一般会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算の御説明の前に企業誘致の取組として、来年度から全庁挙げて実行します高知県企業誘致戦略につきまして、議案補足説明資料で御説明いたします。

3 ページでございます。まず、左側の現状・課題ですが、これまで企業誘致につきましては、製造業や事務系企業などを対象に取り組み、産業振興計画を策定した平成21年度以降、65社の誘致、約1,800人の雇用創出を実現してまいりました。しかしながら、元気な未来創造戦略などで掲げた目標の達成に向けては、①若年人口の減少、②製造業の生産性や製造品出荷額等の底上げ、③中山間地域における働く場や生活インフラの減少などの課題に、これまで以上に取り組みしていく必要があります。そのため、従来の企業誘致の視点を拡大した県全体の企業誘致戦略を策定し、全庁挙げて取り組むことといたしました。

具体的には中ほどの、1 企業誘致の取組を拡大のところにあります、柱1 若者や女性から人気の高い事務系企業等の誘致、柱2 理系学生の就職を促進する企業の誘致、柱3 県内製造業の生産性向上や製造品出荷額等の増加に資する企業の誘致、柱4 中山間地域への若者・女性が働く場や生活インフラ関連の企業の誘致、この4つの柱を基に企業誘致に取り組んでまいります。なお、柱4は県と市町村との協働が不可欠ですので、県の地域本部とともに、市町村との情報共有や連携を密接に行いながら取り組んでまいります。

実際の企業誘致につきましては右側の欄、企業誘致の流れに沿って進めてまいります。

まず、ステップ1で誘致案件の掘り起こしを行い、ステップ2で掘り起こした誘致案件ごとに磨き上げを行ってまいります。そして、ステップ3で具体的な誘致活動として企業訪問を行い、現地視察の提案や実施などにつなげるなどにより、誘致の実現を図ってまいります。こうした企業誘致を円滑に進めるために必要な施策につきましては、下段の①から④にあります、下支えする施策として実施してまいります。誘致活動を進めていく中で企業のニーズに対応できない場合は、既存の施策の拡充や新規施策の検討を行うなど、柔軟に取り組んでまいります。

以上の取組を進めていく体制として、一番下のⅡのPT設置など推進体制の整備にありますが、副知事をトップに企業誘致に関連する部や地域本部で構成するプロジェクトチームと、各部の主管課長で構成するワーキンググループにおいて定期的に会議を開催し、誘致案件の進捗管理や施策の検討などを行ってまいります。

最後に、右上のプランに令和9年度までのKPIとして各部の目標を集約したものが、誘致企業51社、雇用者1,011人としております。

以上によりまして、地域住民の生活インフラを支える企業をはじめ、県内各地に若者や女性が働く場を創出する企業誘致の実現に取り組んでまいります。

続きまして、歳出について御説明いたします。4ページでございます。右端の説明欄に沿って主な事業について御説明いたします。

上から3つ目の2工業立地基盤整備事業費は、香南工業用水に係る地下水の保全に関する調査や、工業団地の開発に向けた調査が主なものでございます。

2つ下の高知県用地対策連絡協議会負担金は、知事が代表を務める団体の高知県用地対策連絡協議会への負担金で、双方代理による契約を有効なものにするため、議会の議決をもって事前承諾をいただこうとするものでございます。

その下の工場用地整備事業費補助金は、新たな工業団地の開発に当たり、市町村が行う開発候補地を選定する調査や、候補地が開発に適した土地であるかを詳細に評価するための条件調査に補助するものでございます。

次に、下から2つ目の企業誘致活動推進事業費について御説明いたします。5ページをお願いいたします。

一番上の立地企業人材確保支援事業委託料は、立地企業の事業拡大を図る上で必要な人材確保を支援するため、合同企業説明会を開催し、仕事の内容や働く魅力などをPRすることで県内での認知度を高めるとともに、立地企業と求職者とのマッチング機会を創出するものでございます。

その下の立地企業キャリアアップ研修事業委託料は、立地企業の従業員を対象にビジネススキルに関する研修機会を提供することにより、正社員への登用や中核人材の育成を促

進することで、従業員の定着やキャリアアップと併せて立地企業の事業拡大を促進するものでございます。

その下の企業誘致活動デジタル化推進事業委託料は、新たな誘致対象企業を掘り起こすためにSNS広告を活用して、本県の創業環境の魅力や地方進出のメリットを紹介するなどの情報発信を行うことで本県により興味を持っていただき、直接の企業訪問など、提案機会の拡大につなげようとするものでございます。

その下の企業誘致促進事業委託料は、県外のITコンテンツ企業に対して本県の誘致に関する取組や支援制度などを情報発信し、企業との接触機会を創出する事業と、市町村に対して企業誘致に取り組んでいただくための勉強会や企業とのマッチングイベントを開催するなど、市町村の取組を後押しし、特に中山間地域への企業誘致を推進するものでございます。

その下の企業立地促進事業費補助金は、製造業の工場の新設や増設などの設備投資に対し補助を行うもので、5社への補助を予定しているものでございます。

その下のコールセンター等立地促進事業費補助金は、事務系企業のオフィスの賃借料などの運営経費に対し補助を行うもので、5社への補助を予定しているものでございます。

その下のIT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金は、IT・コンテンツ企業のオフィスの賃借料などの運営経費に対し補助を行うもので、9社への補助を予定しているものでございます。

その下のサテライトオフィス等立地促進事業費補助金は、令和7年度から新設するもので、先ほど御説明しましたコールセンター等立地促進事業費補助金とIT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金を一本化するものでございます。その理由としましては、近年IT業務の多様化により事務系企業とIT企業の垣根がなくなっており、区分しづらいケースが増えていることから、企業にとってより分かりやすい制度とするためでございます。補助メニューの大きな変更点はなく、オフィスの賃借料などの運営経費に対し補助を行うもので、2社への補助を予定しているものでございます。

その下のシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金は、県が支援して設置した高知市中心部のシェアオフィス拠点施設、BASE CAMP IN KOCHIの運営費を補助するものでございます。

その下のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、市町村が新たにシェアオフィスを整備する際への補助や、県認定シェアオフィスに入居した企業に対する家賃などへの補助でございます。

一番下の4流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金は、団地造成事業に係る特別会計において、令和7年度に必要となります事業費や起債の利子の支払いなどに充てる資金を、一般会計から貸し付けるものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。6ページでございます。一番上の企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助は、立地が決定しました企業の工場建設などの設備投資が複数年度にまたがる場合に対応するために措置するものでございます。

その下の大規模コールセンター誘致推進事業費補助金は、大規模な事務系企業の受皿となるオフィスビルを建築して賃貸する事業者への補助で、複数年度にまたがる事業に対応するために措置するものでございます。

その下のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、県認定シェアオフィスに入居した企業に対する家賃などへの補助で、複数年度にまたがる事業に対応するために措置するものでございます。

続きまして、令和7年度特別会計の当初予算について御説明いたします。7ページでございます。

流通団地及び工業団地造成事業特別会計の令和7年度の予算総額は8億3,165万6,000円で、令和6年度と比較しまして、2億306万2,000円の増となっております。これは令和7年度において、南国日章産業団地と高知テクノパークの完売を目指しており、この分譲収入により一般会計繰出金の増加を見込んでいることが主な理由でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。8ページでございます。

上から2つ目、1 流通団地造成事業収入の1つ下、1 財産収入の右側、節欄の(1) 財産貸付収入は、南国流通団地と高知みなみ流通団地のリース先29社からのリース料で、1つ下の(2) 土地売却収入は、高知テクノパーク及び南国日章産業団地の土地売却収入を計上しております。

次に、2 工業団地造成事業収入の3つ下、3 諸収入の右側、節欄の(1) 他会計借入金 は、団地の維持管理費や起債の利子の支払いに要します経費を、一般会計から借り入れるものでございます。

その下の(2) 受託事業収入は、新たな工業団地開発を予定しております、(仮称)香美楠目産業団地の実施測量設計費や開発済みの工業団地における維持管理費について、香美市、高知市及び南国市から市の負担分を受け入れるものでございます。

次に、4 県債は、(仮称)香美楠目産業団地の実施測量設計委託料などに対します起債を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。9ページでございます。

右端の説明欄に沿って御説明いたします。1 流通団地造成事業費は、2つの流通団地の維持管理費でございます。

その下の2 一般会計繰出金は、流通団地造成事業費の財源として借入れております一般会計借入金について償還を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。一番上の1工業団地造成事業費は、南国日章産業団地などの維持管理費や、高知中央産業団地で実施しました希少植物の株の移植や、播種後の継続的な生育状況のモニタリング、また、令和7年度から開発を行います（仮称）香美楠目産業団地の実施測量設計などに要する委託料を計上しております。

ここで、（仮称）香美楠目産業団地につきまして、議案補足説明資料で御説明させていただきます。

11ページでございます。資料の右下、団地の概要でございますが、所在地は香美市土佐山田町楠目、開発面積約7.8ヘクタール、分譲面積約5ヘクタールでございます。具体的な場所としましては、下段の写真にあります。鏡野中学校の運動場の北側、現在、県が整備を進めております国道195号の山田バイパスに近接しておりまして、バイパスの開通後には、アクセスの向上が期待される場所でございます。

令和7年度の事業概要でございますが、団地開発に向けて関係機関との協議・調整を図った後、県と香美市とで団地の開発に関する協定を締結後、団地造成のための実施測量設計と用地買収のための用地測量調査に順次着手し、令和13年度の完成を目指して取り組んでまいります。

続きまして、令和6年度一般会計の補正予算について御説明いたします。13ページでございます。予算総括表の上から5段目の企業誘致課でございます。補正前の16億9,100万5,000円に対し、10億4,442万円の減額補正となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。14ページでございます。

上から3つ目のIT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金と、その下のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、補助対象企業における従業員の雇用計画に対して、実績が下回ったことによる雇用奨励金の減など、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

下から4つ目の工場用地整備事業費補助金は、工場用地の調査を予定していました市町村におきまして、団地開発に当たって地元の同意を得ることが難しいと判断されたことや、開発スケジュールの見直しに伴い、次年度以降の実施となったことから、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

その2つ下の企業立地促進事業費補助金と、その下のコールセンター等立地促進事業費補助金は、補助対象企業において世界的な半導体などの部品の供給不足により、生産設備の納入が遅れたことなどによる事業計画の見直しに伴い、操業開始時期が遅延したために今年度中の執行を見送ったものなど、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことによるもので、一部を令和7年度予算に計上し直しをさせていただいております。

15ページをお願いいたします。3流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金は、特別会計における収支の不足分を一般会計から貸し付けているもので、今年度に分譲が完了

しました高知中央産業団地の分譲収入により、貸付けが不要になったことから減額するものでございます。

続きまして、令和6年度特別会計の補正予算について御説明いたします。16ページでございます。補正前の12億1,882万1,000円に対し、3,570万5,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。17ページでございます。

上から3段目の1 流通団地造成事業費の右側の説明欄の1 一般会計繰出金は、財源として借り入れております一般会計からの借入金について償還を行うものですが、分譲が完了しました高知中央産業団地の分譲収入により、工業団地造成事業における一般会計からの借入金を不要としたことに伴い、特別会計における収支の調整を図り、流通団地造成事業費の償還金額を減額するものでございます。

その下の、1 工業団地造成事業費は、高知中央産業団地などの維持管理費が当初の見込みを下回ったことや、委託料の入札残などにより減額を行うものでございます。

その下の、2 地方債元利償還金は、高知中央産業団地の分譲収入による繰上償還に伴い、償還利子の減額を行うものでございます。

以上で、企業誘致課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 企業誘致に向けて職員の皆さんが、本当に御努力いただいていると思います。これは以前から言っていますが、営業活動の中で個人的な負荷がかからないように、しっかりと予算措置していただきたいと思います。それから、1月にこの常任委員会で九州の視察に行きまして、熊本に行ってT S M Cの視察もさせていただいて、いろいろお話を聞いてきたんですけどね。その中で、なぜT S M Cが来たかという理由の一つには、豊富な水があったということもありましたけど、企業誘致に取り組む中で水がないから難しいとか、水だけじゃないですけど、こういったところが整っていないから難しいとかいう、課題について何かあればお聞きしたいと思います。

◎小川企業誘致課長 私どもが県外企業に対して誘致活動する際に、一番ネックとなってきますのが都市圏への輸送コストで、これが一番言われます。

◎武石委員 2024年問題について後に報告もあると思うんですけど、やっぱりそのあたりが課題になっているわけですね。

それから、熊本の場合、熊本県だけではなくて近隣の地域エリアで、シリコンアイランドというコンセプトでやっているということで、四国もたった4つの県で、高知県だけでいっても外から見たときに小ちゃいなという感じもあると思うので、四国全域で一緒になってみたいなのをしながら、物流の問題も解決できるような構想といいますか、御所見があればお聞きしたいと思います。

◎濱田商工労働部副部長（総括） 四国4県で一番多分盛んなのは観光だと思います。例えば、国内であっても海外であっても高知だ愛媛だといっても、なかなかインパクトが弱いございますので、四国で全体を売り込んでいくのがありますし、あと航空は、観光と一緒にすけれども連携しやすいです。産業振興の分野は、恐らく理念としては皆さん賛同いただけるんですけど、各論に入ったときにどうしても利害が反発する部分もあったりすると思いますので、そこは課題として、そういう考え方も当然あろうかと思いますが、4県が集まる場もあろうかと思いますが、研究をしてみたいと思います。

◎武石委員 物流の問題ですけど、陸送でトラック輸送となると本当に高知県って不便なところになると思うんですけど、太平洋を使って高知新港を使って船便でモーダルシフトを実現すること、企業誘致だけではなくて重要なことになるかと思いますが、御所見でもお伺いできればと思いますけど。

◎濱田商工労働部副部長（総括） 2024年問題については、庁内で総合企画部交通運輸政策課が幹事となって、副部長級で構成しますプロジェクトチームをつくって、1年間状況の確認等を行ってまいりました。4月以降は、主管課長級で引き続きいろんな検討をしていくと聞いておりますので、以前から言われている課題ではございますけれども、そういうことも考えていかないといけないと思いますので、こういう御意見を頂いたことも御披露しながら、庁内で議論を深めていきたいと考えております。

◎武石委員 工業会の人たちからは、やっぱり瀬戸大橋を渡るのがネックなんだと昔から言われていますよね。だから、そんな課題も克服して企業誘致につながるように、我々もいろいろ勉強もさせていただきますので頑張ってください。

◎竹内委員 新しい産業団地の建設でありますとか企業誘致、大変ありがとうございます。一方で、企業名は言えないんですが、私の知り合いの企業で、先ほど話題になった物流の問題でありますとか、人手不足の解消であるとか、有能な人材の確保のために、例えば岡山に移転を検討しているとの声も聞くわけでございまして、企業誘致が成功されても出ていく企業があれば、せっかくの企業誘致の雇用の創出がまたそこで失われることになりますので、そういった部分の把握は企業誘致課ではないのかも分かりませんが、重要な視点ではないかと思いますが、そういった企業の情報とかあるのかなど。そういった悩みに対して、経営支援課なのかも分かりませんが、どういう連携をされておるか御所見をお聞きしたいと思います。

◎小川企業誘致課長 当課としましては、県外に出ていく企業の情報を捉える仕組みはないですけども、日頃から誘致企業含め県内企業もアフターフォローで回っておりますので、その中で仮に県外に移転ということも考えているとお話を聞いたときには、その理由とか、ぜひ県内にとどまっていただけるようなこととお話させていただいております。

◎今城委員 私の地元の西南中核工業団地なんか、せっかく補助金を頂いて増築しても人

がないのでフル生産できない。増産分は愛知県でやるとかですね。企業を誘致しても人が集まらない状態。商業面は一部上場企業ですごくいい会社が来ても集まらない。そのあたり、企業誘致の施策として何かターニングポイントかなと思っているんですけど、人を集めるという点で企業誘致課だけではどうにもならないんですけど、どういう見解を持っていますか。

◎小川企業誘致課長 人不足は、もう全業種に広がっているとは思いますが、当課としましては、ちょっと言い方が悪いですが、誘致した企業にはえこひいきして、その企業のためだけに、先ほど事業説明しました合同企業説明会でありますとか、その企業が単発的に企業説明会・面接会をやったりする場合には、開催の広報とか開催の実際の御支援とかをやっております。

◎今城委員 参考までに聞きたいです。幡多地域ではもうとても集まらないですけど、新しく造成される土佐山田の辺りは雇用的には問題ないですか。

◎小川企業誘致課長 南国市とか香南市、香美市辺りは、今でも人口はあまり減っていない状況でして、かつ、製造業が結構集積されている場所ですので、あまり人材確保には苦労しないと考えております。

◎はた委員 企業誘致戦略について聞きたいと思うんですが、新たな視点で、中山間地域で働く場をつくっていくことが大きな柱に位置づけられたと。その点はすごく期待して、どう進んでいくのか、みんなが注目しているところです。特に市町村と連携するので、どういった取組をするのか詳しく知りたいところなんです。これまで企業誘致というと、県外から県内に来てもらいたいスタイルだったと思うんですが、実際中山間地域で来てもらいたい事業所を見たときに、別に県外でなくても構わない。県内の、例えば高知市の事業所でも郡部に来てやっていただきたい、それができる需要のある産業もあると思うんです。

これからの誘致事業が、県外から来てもらうだけではなくて、中山間をどう守っていくかといえば、県内の中でも中山間で事業をしたいところに支援を広げていくことで、誘致事業に係る投資、お金が県内でも回ることになるので、県内の事業所も誘致企業として支援していく考え方が必要じゃないかなと思うんですが、今後その推進体制の整備もされとのことなので、現状の考え方とか、県内も対象にしていく誘致の在り方の転換について、どう考えられているのか聞かせていただきたいです。

◎小川企業誘致課長 委員のおっしゃるとおり、市町村のニーズに応える誘致としましては、当然、県内事業者も範囲に入ってきます。御説明しました企業立地補助金とはまた別の話でございます。私ども商工労働部だけでやるのではなく、市町村ニーズに合った担当部局が入ることになりますので、それぞれの部の制度をまずは活用してということになります。

◎はた委員 つまり、今まで県外からの誘致に税金を投入してたけれども、県内の事業者

が中山間に行くということも、誘致事業の予算で対応していくということでもいいんですか。

◎小川企業誘致課長 要件に見合えば活用していただけます。

◎岡田（竜）委員 関連しまして、この戦略の中で4つ目の柱、県はどのような職種をイメージされていますか。生活インフラ関係の企業の誘致となっていますけれども。

◎小川企業誘致課長 これは県で想定しているというよりは、県の地域本部が市町村に入ってヒアリングしていただいてニーズを吸い上げたもので、現状としましては農業であるとか、宿泊業、6次産業化といった分野がございます。

◎濱田商工労働部副部長（総括） 捕捉ですいません。先ほど経営支援課のところで事業承継、中山間というお話がありましたけれども、中山間地域での商業機能の維持とか、従来、商工労働部で申し上げれば事業承継の取組で行ってまいりましたが、加藤委員からもありましたように、もともと経営環境が厳しいところでございますので、例えば地域で何とか商店を残したいときに、企業誘致の視点でできないかと。簡単ではないと思っておりますが、そういう新しい視点も加えて取り組んでいくことになります。どういう職種かというと、先ほど課長が申し上げたような職種とか、飲食店とか、そこはあくまで地元のニーズがあつての取組だと御理解いただければと思います。

◎岡田（竜）委員 そうなってくると、既存の事業体の圧迫にならないようにとか、いろんなバランスもあつて大変だと思うんですけど、もし誘致するときに市町村が、さらにこういう視点で支援を欲しい場合、そういう予算も組む予定は考えられるんですか。

◎小川企業誘致課長 予算を組むとまでは言いませんけれども、それに向けて検討していくことになります。

◎岡田（竜）委員 別の質問に移りたいんですけども、シェアオフィスのことです。実際に今、県内でシェアオフィスをバーチャルオフィスとして利用されている方もいらっしゃるようなんですけども、その実態を把握した上で、それが何なのか、どういうふうに展開されているのか、県で分析されていたら知りたいと思ったんですが、いかがでしょうか。

シェアオフィスを借りて賃料は払うんですけど、そこには行かない、住所だけを使わせてもらう。郵送物も届くし、名刺にも刷ることができる。そういう使い方で、高知県内で展開する事業者もいらっしゃるようです。実際にお聞きしましたので。それが、どういうふうな方が利用して次の展開を考えられているかと、何か情報を持ちであればお聞きしたいと思ったんですけど。

◎濱田商工労働部副部長（総括） いわゆるシェアオフィスもいろんな形態というか、県が関わっていないものもあるのではないかと思いますので、そういう実態は把握しておりませんし、それ自体がいいか悪いかとなかなか難しいところがあると思います。常駐はしていないけれども、こちらで何かプロジェクトがあつて必要なときに使うという形態もあ

ろうかと思います。今日お話しをいただきましたので、どんなことがあるのかちょっと当たってみたいとは思いますが、現状としては特に把握していないのが実態でございます。

◎岡田（竜）委員 私も問題意識としてではなく、そういう働き方で高知県内で新たな展開を模索していただけるのは、そういう視点も知っておかないといけないなと思ひまして聞かせていただきましたので、ありがとうございます。

◎はた委員 香美市の産業団地ですが、ここまで進んではいるんですけれども、学校がありますよね。学校のすぐ隣で産業団地ということですが、その産業団地に来られる事業所、また事業の内容によっては騒音とか環境面での問題が学校と折り合うのかなと。そういうことが気になるんですけれども、産業団地の中にどういうものが集積されるのか、まずその点をお願いします。

◎小川企業誘致課長 団地の入居企業につきましては、まだこれから香美市とも協議を進めていく必要がありますけれども、これまでの実績を踏まえますと、製造業と流通業が対象になるような方向で協議を進めると思ひます。学校への影響ですけれども、校舎の北側に山があつて、その向こう側になりまして、あと御説明しましたとおり国道195号の新しいバイパスが学校の北側に通りますので、あまり影響はないかと考えております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、企業誘致課を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎久保委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎杉本雇用労働政策課長 令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算につきまして、御説明いたします。

1 ページでございます。上から6段目、雇用労働政策課の令和7年度当初予算額は11億6,229万7,000円で、前年度と比べ1億2,641万6,000円の減となっております。

続きまして、2 ページでございます。歳入の主なものについて御説明いたします。

一番上の段にあります科目6 商工労働費補助金は、国からの交付金や補助金です。

右端の説明欄1つ目の地域少子化対策重点推進交付金は、ワーク・ライフ・バランス推進事業や働き方改革推進事業に充当し、3つ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、働きやすい環境整備事業費補助金に充当するものです。

3 ページでございます。当課の収入合計は、一番下の合計欄の左から2つ目、6億8,033万円で、前年度と比べ1億570万6,000円の減となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。4 ページでございます。

右端の説明欄に沿って主な内容を御説明いたします。まず、2 労働政策総務費でございます。

5 ページ、一番上の高知県労働者福祉協議会補助金は、勤労者の生活向上及び福祉の増進を図るため、一般社団法人高知県労働者福祉協議会が実施する、労働相談や講習会などに対して助成を行うものです。

次に、3 働き方改革推進事業費でございます。2 つ目のワーク・ライフ・バランス推進事業委託料は、県の独自制度であるワークライフバランス推進企業認証制度の認定に係る審査や、アドバイザーによる企業訪問、専用ホームページでの周知啓発などの業務を委託するものです。

その下の働き方改革セミナー開催委託料は、県内企業の働き方改革に向けた機運の醸成につなげるため、経営者層などを対象とした働き方改革に関するセミナーの運営業務を委託するものです。

その下の働き方改革普及促進事業委託料は、社会保険労務士などの国家資格を持つ働き方改革コンサルタントによる県内企業への伴走支援に加え、従業員が複数の業務を担える体制づくりに取り組む企業や、職務により賃金を決定する人事制度の導入に取り組む企業を支援するための研修会の開催業務などを委託するものです。

その下の労働環境等実態調査委託料は、県内企業における労働時間や育児・介護制度の状況といった労働条件などの実態を把握し、働きやすい労働環境の整備に向けた検討資料とするため、調査を委託するものです。

その下の、働きやすい環境整備事業費補助金は、本年度創設した制度で、女性や外国人材など、多様な人材が適材適所で活躍できるような環境整備を行う中小企業などに対する支援を行うことで、企業の人材確保定着を支援するものです。

次に、4 訓練管理費は、職業能力開発審議会の開催などに係る経費です。

6 ページでございます。上から2 つ目にあります5 高等技術学校費は、高知と中村の高等技術学校において、新規学卒者や離職者、在職者などが必要な技能と知識を習得するための訓練を実施するものです。

3 つ目の警備等委託料は、高知と中村の高等技術学校の警備や庁舎清掃、消防警備の保守点検などを委託するもので、その下の調理業務等委託料は、寮生への給食業務などを委託するものです。

その下の生活相談員配置事業委託料は、訓練生などに対し職業訓練を実施する上で必要な援助を行うとともに、訓練生の中途退校を防止するために必要な助言や個別指導を行う生活指導員を、高等技術学校に配置する業務を委託するものです。

その2 つ下の広報等委託料は、高等技術学校の周知を図るため、県内の小・中・高校生や、ものづくり、建築分野などへの就業を目指す若者に対し、仕事体験イベントの開催やテレビでの広告などを委託するものです。

次に、6 高等技術学校施設等整備事業費でございます。1 つ目の設計委託料とその下の

改修等工事請負費は、高知高等技術学校の渡り廊下改修工事や実習棟のＬＥＤ化工事などについて、設計の委託や工事を行うものです。

７ページでございます。７職業訓練費のうち２つ目の職業訓練委託料は、若年者や離職者などに対する職業訓練の実施を、専門学校など民間の教育訓練機関に委託するものです。

その下の託児サービス提供事業委託料は、小学校就学前までのお子さんがある受講者が訓練を受けやすい環境を整えるための託児サービスの実施を委託するものです。

その下の認定職業訓練費補助金は、高知県塗装工業会や高知県板金職業訓練協会などの職業訓練法人が行う認定職業訓練に要する経費に対して助成するものです。

次に、８技能開発向上対策費でございます。１つ目の、ものづくり名人派遣事業委託料は、次の世代を担う若者などに、ものづくりの魅力に触れる機会を提供することにより、伝統の技を受け継ぎ、発展させる大切さを理解してもらうため、菓子製造や左官・大工など、様々な分野での優れた技能者を、ものづくり名人として県内の小・中・高等学校などに派遣する業務を、高知県職業能力開発協会に委託するものです。

その下の地域職業訓練センター管理運営委託料は、企業の従業員への教育訓練施設である地域職業訓練センターの管理・運営について、指定管理者である高知県職業能力開発協会に委託するものです。

その下のＰＣＢ調査委託料は、地域職業訓練センターで使用している電気機器について、毒性を持つＰＣＢの含有の有無に関する調査を委託するものです。

その２つ下の高知県職業能力開発協会補助金は、企業における職業能力開発に関して指導援助を行っている、高知県職業能力開発協会の運営や技能検定の実施などに要する経費の一部を補助するものです。

次に、９雇用促進対策費でございます。８ページ一番上の情報発信委託料につきましては、補足説明資料で説明させていただきます。

９ページでございます。こちらは、デジタルマーケティングを活用した若者の県内定着の促進についてでございます。資料の左側上部、１現状・課題の枠囲みを御覧ください。①のとおり、本県では若年層の県外転出が増加しております。また、②のとおり、全国と比べ若者の所得200万円未満の割合が高い傾向にあります。

右側の枠囲みに移りまして、２現状と課題に対する仮説でございます。まず、現状・課題の①に対する仮説として、１つ目のポツ、転職を機に県外に転出する若者が相当数いるのではないかと。２つ目のポツ、県内の様々な仕事、就職・転職の際に選択肢の一つになっていない可能性があるのではないかと。といったことが考えられます。

次に、現状・課題の②に対する仮説として、１つ目のポツ、正社員雇用を希望しているにもかかわらず、望まない形で非正規雇用とされている若者が多いのではないかと。２つ目のポツ、若者が所得向上や正社員化に必要なスキルアップのための情報を十分に得られて

いない可能性があるのではないかといたことが考えられます。

これら2つの仮説を踏まえ、さらに右側の枠組み、令和7年度の方角性を御覧ください。
①の仮説から、県内の様々な仕事が転職の際に選択肢に加わるよう、企業情報を若者に伝える仕組みが必要であると考えられます。また、②の仮説から、スキルアップにつながる情報を若者がスムーズに入手できるよう、情報の一元化が必要であると考えられます。

以上、2点を踏まえまして三角矢印の下にございますように、就職や転職、スキルアップに関心のある若者に対し、県内の様々な仕事の情報や支援策を一元的・網羅的に情報発信する事業に取り組んでまいります。

具体的には資料下段の4令和7年度の出組の枠組みを御覧ください。本事業は、デジタルマーケティングを活用し、プッシュ型で県内企業情報や各産業分野における支援施策を周知することを目的としています。事業の対象者は、県内在住の18歳から30代前半の若者のうち、就職・転職を考えている方やスキルアップを目指している方を想定しています。

実施のイメージといたしましては、まず(1)として、SNS広告などの手法を用いまして対象者を専用ウェブページへと誘導いたします。

次に(2)として、専用ウェブページに来訪した若者の関心に応じて、就職・転職の選択肢のある企業や仕事の情報、スキルアップのための情報を紹介している各サイトを、一元的かつ網羅的に案内いたします。こうした取組により、若者に県内の企業情報や支援策について知ってもらい、県内で新しいチャレンジに取り組んでいただくことで、若者の県内定着とスキルアップによる正規化を促進してまいります。

議案説明書に戻りまして、10ページでございます。上から2つ目の、高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金は、県内各地のシルバー人材センターの活動を支援するため、公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会の運営費などに要する経費を助成するものです。

次に、10就業支援事業費のうち、1つ目の就職支援相談センター事業実施委託料は、若者などの就職をサポートするための施設である、ジョブカフェここの運営を委託するので、昨年12月議会でお認めいただいた債務負担行為の現年化分です。

その下の高年齢者就業支援事業委託料は、働くことを希望する55歳以上の高年齢者に対し、求人企業とのマッチングやスキルアップなどを支援するセミナーの開催業務を委託するものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。11ページでございます。2件の債務負担行為の設定をお願いしております。

まず、調理業務等委託料は、高等技術学校の寮生への給食業務などの委託について、安定的な人員配置及びノウハウの蓄積による質の高いサービスを提供するため、2年間の契約とするものです。

その下の職業訓練委託料は、民間の教育訓練機関に委託する訓練のうち、介護福祉士や保育士の資格取得のように、年度をまたぐ訓練コースの設置に対応するためのものです。

以上で、令和7年度当初予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和6年度一般会計の補正予算について御説明いたします。12ページでございます。上から6段目ですが、当課全体で1億3,002万8,000円の減額補正となっております。

13ページでございます。続きまして、歳出について右端の説明欄に沿って主な内容を御説明いたします。

1 働き方改革推進事業費の働きやすい環境整備事業費補助金は、本年度、制度を創設したもので、およそ80の事業者に対し交付決定を行っております。しかし、申請の取下げや事業内容の変更などが生じたため、執行残を減額するものでございます。

次に、2 訓練管理費の職業能力開発審議会委員報酬は、委員報酬の辞退や欠席などによる執行残を減額するものです。

次に、3 高等技術学校費は、時間講師などの会計年度任用職員に係る経費の執行残を減額するものです。

次に、4 職業訓練費のうち1つ目の職業訓練委託料は、委託訓練において全62コースのうち、13コースが訓練中止となったことなどに伴い、執行残を減額するものです。

14ページでございます。一番上の認定職業訓練費補助金は、高知県塗装工業会や高知県板金職業訓練協会などの職業訓練法人が行う認定職業訓練について、受講者が確保できなかったことにより中止となった訓練の執行残を減額するものです。

次に、5 技能開発向上対策費の1つ目にあります改修等工事請負費は、地域職業訓練センターの太陽光発電設備設置工事等に関し、入札残の減額を行うものです。

最後に、繰越明許費について御説明いたします。15ページでございます。高等技術学校施設等整備事業費につきましては、12月議会で高知高等技術学校実習棟屋根ふき替えに関する工事費の繰越承認をいただいていたしましたが、今回、実習棟の別工事であります電源改修工事に必要な電圧変換機器などの器具の納品が、半導体の供給不足により遅れることとなりました。そのため、工事を一時中断し再開するのに日数を要しましたことから、年度内の工事完了が見込めなくなり、繰越しの追加承認をお願いするものです。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 働き方改革の推進も重要な課題になるかと思いますが、働き方改革、補正予算で申請の取下げもあったとお聞きしました。ハード面ソフト面いろいろあるかと思うんですけど、具体的にどういった事例が見られるのか、ピックアップして説明いただけますか。

◎杉本雇用労働政策課長 働き方改革補助金は今年度創設しまして、先ほど申したように、およそ80事業者の方々に対してやりまして、女性用トイレの新設あるいは改修が、件数としては一番多くございました。

◎武石委員 事業主の働き方改革推進に向けての意識ですよね。県としてインセンティブを設けるのか、あるいは事業者の意識におんぶに抱っこなのか、そのあたりはどんな認識をお持ちですか。

◎杉本雇用労働政策課長 働き方改革につきましては、県内の企業にいろいろ進めていただきたいので、働き方改革コンサルタントによる支援といったものを行っております。先ほどの補助金につきましても、来年度引き続きやらせていただくことになれば、ワーク・ライフ・バランスで認証してるところ、あるいは男性育休で認証しているところにも、一部補助率を上げることも検討しているところでございます。

◎はた委員 高知県のシルバー人材センターの運営費約900万円について聞きたいんですが、実際の内訳として人件費も入っているかどうかまずその点をお聞きます。

◎杉本雇用労働政策課長 人件費も、対象となっております。

◎はた委員 このうち、人件費は何人で幾らになるのでしょうか。

◎杉本雇用労働政策課長 令和5年度の実績となりますが、人数としましては4人で、金額はトータルでございますが約600万円になっております。

◎はた委員 新聞報道で、県内市町村のシルバー人材センターが閉鎖するというか、運営できないとも聞くんですけども、県内の県が統括している市町村のセンターの状況はどうなっているのでしょうか。

◎杉本雇用労働政策課長 我々としては、高知県シルバー人材センター連合会という連絡も取りながら話をさせていただいている中で、市町村の状況をお聞かせいただいている状況でございます。

◎はた委員 市町村にとってシルバー人材センターのお仕事は本当に生活を支えるもので、また、仕事をつくるということでも大事な役割ですけども、市町村の中からできなくなっている。シルバー人材センターの人件費が出ていますので、県が中心になって解消していく責任、役割があるかと思うんですが、市町村のシルバー人材センターをどう維持していくか、議論があるのか、対策について聞きたいです。

◎杉本雇用労働政策課長 現在のところまだ対策で議論をさせていただいたことはございませんので、引き続き高知県のシルバー人材センター連合会とも話をさせていただきたいと思っております。

◎はた委員 市町村のセンターの方はなかなか県に対して物を言うのは難しい面があるんですけども、県が運営費を出して4人配置して、県内市町村を支えながらシルバー人材センターをやるのであれば、空白をつくらない。知事も町を守ると言いましたけれども、

人件費が出てますので、しっかり県としての役割を果たしていただくようお願いしたい
と思います。

◎杉本雇用労働政策課長 お話しいただきましたことも頭に置きながら、引き続きやら
せていただきたいと思います。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、雇用労働政策課を終わります。

これで、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎久保委員長 続きまして、商工労働部から2件の報告を行いたい旨の申出があつており
ますので、これを受けることにいたします。

〈商工政策課〉

◎久保委員長 まず、高知県中小企業・小規模企業振興指針の改定について、商工政策課
の説明を求めます。

◎津口商工政策課長 初めに2ページですけれども、こちらは高知県中小企業・小規模企
業振興指針の概要をまとめた資料です。今月末に指針の改定を行いたいと考えていますの
で、その内容を御報告いたします。

まず前提としまして、1条例制定、指針策定の背景等ですが、②のとおり、各産業分野
において産業分野ごとの取組を幅広く推進してきましたが、それぞれの取組について中小
企業振興の理念や方向性を共有する仕組みがなかったことから、県内の中小企業を今まで
以上に振興していくため、理念や方向性を共有するための条例を令和3年3月に制定いた
しました。また、条例の規定に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策や取組
の方向性を示す指針を、令和4年3月に策定しています。この指針につきまして、今回、
中小企業等を取り巻く社会経済情勢の変化も踏まえ、見直しについて審議会で議論し、御
意見を踏まえた改定案の了承をいただいたところです。

次の2は、改定後の指針の概要となります。(1)の現状認識と基本的な考え方としまし
ては、本県の中小企業等は県内企業の大部分を占め、地域社会や県民生活を支える本県に
とって欠かすことのできない重要な存在です。一方で、人手不足の深刻化、人件費の上昇
など、取り巻く経営環境は急速かつ大きく変化しています。こうした課題に対し、地域地
域で県内中小企業等が、まずは事業を継続し、その上で成長が図られるよう取り組む方向
性を示すものとして指針を策定しています。

右側の(2)施策の基本的方向の②ですが、指針では県が具体的に取り組むべき方向性
として、表に記載する16の施策の基本的方向を規定しています。なお、これまで基本的方
向は15でしたが、今回⑤の円滑な価格転嫁に向けた環境の整備を追加しています。これは、
物価高騰下で中小企業等が事業を維持・発展させるためには、上昇する原材料費などを取

引価格に適切に転嫁することが重要であるという考え方の下、追加したものです。これらの基本的方向の下、県としては次の3つを重点的に推進していきます。

1つ目は、これまでも規定していましたが、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新たな時代の潮流を先取りすることです。

残り2つは新たに追加したものとなりますが、2は「生産性向上」の取組と「働き方改革の推進」の取組を一層強化し、両輪で推進すること。

3は、こうした取組を通じて中小企業等の「稼ぐ力」を高めるとともに、女性・若者・外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、誰もがやりがいを持って生き生きと働ける企業へと成長を促すというものです。

その下の推進体制については、これまでと同様、中小企業団体など18名の委員から成る審議会を毎年度開催し、県の施策の実施状況や成果、課題を検証いただくこととしています。なお記載はございませんが、取組の分野が幅広くなりますことから、産業分野を農業や林業・製造業など18業種に区分し、それぞれ所管部局を定めた上で施策の報告などを行っています。

次に3ページをお願いします。(4)は、16の「施策の基本的方向」と主な見直しについてまとめたものです。表の左の欄が、条例で定める7つの基本方針です。その右の欄が、基本方針に基づき県が講じる施策の基本的方向であり、指針に規定しているものとなります。例えば基本方針1では、中小企業等の経営基盤の強化の促進を掲げています。中小企業等が賃上げの原資を確保し、持続的な賃上げにつなげるためにも、経営基盤の強化が重要となります。

そのため右側ですが、県が取り組む施策の基本的方向としては、事業戦略の策定・実行支援、デジタル技術等を活用した生産性向上の後押し、新たな技術や製品・サービス等の開発の促進などに加え、先ほどお話しした円滑な価格転嫁に向けた環境の整備を追加しています。

そのほかの見直しの内容としましては、表の右側の1基本的方向の見直しの1つ目ですが、指針は県として具体的に取り組むべき施策の方向性であることを踏まえ、県が主体となる記載に統一しています。表の下線の大部分は、この考え方により文言を整理したものであり、大きな変更はありません。

また、右の2の本文の内容の充実ですが、基本的方向の考え方を記載している本文の内容につきまして、本日、各課長が説明した新規事業等を踏まえ充実したものとなります。

以上が、見直しの主な内容となります。

次のページ以降に、指針本体の資料を添付していますので、お時間がございましたときに御覧いただければと思います。

最後に左下の3ですけれども、審議会において指針全体を貫く大目標を3項目新設し取

組を進めているところです。

また、4 中小企業版県政世論調査については、昨日の予算の説明の際にも御説明しましたが、県内企業の現状や課題を把握し、今後の施策につなげるために実施するものです。また、記載してごさいませんが、この調査以外にも商工会などの支援機関との意見交換、個別の企業訪問などを通じて中小企業の状況を把握し、県の施策に反映していきます。来年度も、全庁を挙げて中小企業・小規模企業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 この指針については、方向性を定めるという意味では重要な指針だと思うので、これに向けて邁進していただきたいと思います。それと、追加になった円滑な価格転嫁に向けた環境整備も本当に重要な、企業運営にとって大事なことだと思うんですけど、一方で、言うはやすし行うは難しというところもあると思う。さはさりながらこれやらんといかんです。現時点でどのような具体案をお持ちなのかお聞かせいただきたい。

◎津口商工政策課長 現在2点考えております。中小企業・小規模事業者は、幾ら価格転嫁していいのか分からない方も多くいらっしゃいます。ですので、よろず支援拠点に価格転嫁サポート窓口を設けておりまして、そこで原価計算の方法とかそういったノウハウを教える業務を行っております。そこをまず紹介して、価格転嫁の方法をマスターしていただくのが1つ目です。

2つ目は機運の醸成で、国の制度ですけれどもパートナーシップ構築宣言をやっております。サプライチェーン全体で、名前は変わりましたが、下請事業者であっても価格転嫁がしやすいものを発注側の事業者も含めて、機運を醸成していただきたいということで、県としてもパートナーシップ構築宣言の登録を促していきたいという、大きく2つ考えてやっていきたいと思っております。

◎武石委員 市場原理で動いているところで、下請として仕事していて買ってもらえなかったら、買う側から見たらこっちが安いな、こっち買おうかみたいな。結局現実的にはそういうふうにならざるを得ない。それでも、高いけど買ってもらえるのは、当然そこに何かがないといけないですよ。だからもうこれ以上言いませんけど、そういうこともお分かりになって進めていくということなので、現場の声も聞きながらしっかりと、実現するように取り組んでいただきたいと思います。

◎はた委員 3ページの4 県政の世論調査がすごく大事だろうと思うんですけども、どういう聞き方をするのか。報道機関もどうすれば価格転嫁ができますか、何がネックになっていますかと。国レベルでもそういった調査結果が出ているわけですけども、県としてはどういう調査を行うのか、ポイントを教えていただければと思います。

◎津口商工政策課長 県では、まず価格転嫁は何割できているのかと、例えばスパンゼロ

なのか、1から3割なのか、3から5割なのか、まず3,000事業者を対象に調査する予定ですので、その事業者が労務費と原材料費の、それぞれ何割転嫁できているのか現状を把握する。あわせて先ほど委員もおっしゃったように、価格転嫁できていないのであればどういことを県に求めるのか、何が課題なのかといったことをまず事実としてこのアンケートで確認したいと思っております。

◎寺内委員 指針は大本にある高知県中小企業・小規模企業振興条例で、県内全体だから大いに応援したいと思うんです。その中で、知ってのとおり県と高知市が条例をつくって、やっぱり大半の企業が高知市へ集中しとるというのがありますけれども、市町村が条例をつくる際は県もアドバイザーで入ってくれましたけれども、高知市を例にしたときに、条例の特色は、どのように見られていますか。

◎津口商工政策課長 高知市も条例に基づいて、たしか中小企業・小規模企業振興戦略プランという形でつくられていると思います。県のほうは産業振興計画という計画がもともとありまして、それに基づいて各成長戦略、地域アクションプランがあるので、県はいわゆる方針を示すものが指針になっております。市は恐らく戦略のほうで、結構具体的な形で重点事業を設けられて、それに対してどういう取組を行っているかを詳しく書かれているなどの印象を受けておりますので、高知市の産業政策課長がパートナーでよく意見交換させていただいておりますので、引き続き連携して中小企業振興を進めていきたいと思っております。

◎寺内委員 県は県内34市町村対応になってくるとは思いますけど、中核市の高知市が今つくったのは、産官学金も全部含めてそれぞれの役目を細部までいっているの、当然県が上位の条例になりますので、それを踏まえて連携はよろしく願いいたします。

◎久保委員長 この円滑な価格転嫁に向けた環境の整備はすごい大事。さっき課長が説明した2番目、機運の醸成はすごく大事だと思います。これは何も高知県に限ったことではなくて、全国どこでも同じ課題だと思います。ほかの県においてもこのような条例なり指針の見直しは始まっているのかどうか、お願いいたします。

◎津口商工政策課長 各県、条例は定めております。ただ、理念条例の県もありますし、中には我々のように指針をつくっている県もあります。詳細は把握しておりませんが、我々は産業振興計画の期間とほぼ同じ形で、指針の見直しを行おうと思っておりますので、今回にさせていただいたという経緯がございます。

◎久保委員長 この円滑な価格転嫁、今ここに出ているのは中小企業・小規模企業ですけれども、我々高知県にとっては基幹産業である農産物も同じなんですよね。生産資材単価、燃料代や肥料代とか飼料代が高騰して、それが農産物の価格に転嫁されていないというのがあって、それを、いやいやそうじゃないよと。消費者に対する機運の醸成ですけど、こっち側の場合は下請の方に対する機運の醸成ですけども、これって高知県のことだけでは

ないので、他県なんかと連携しながらやっていくのが、急がば回れで大事じゃないかと思
いますので、よろしくお願いいたします。要請で。

質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

〈工業振興課〉

◎久保委員長 次に、物流の「2024年問題」に係る県内への影響・取組について、工業振
興課の説明を求めます。

◎岡崎工業振興課長 資料1ページについて御説明いたします。今回の御報告の趣旨は、
本年度当初の業務概要委員会にて武石委員より、2024年問題に係る県内製造業への影響に
ついて、今年度の委員会にて報告するよう御指示を頂戴しておりました。年度最後の委員
会になってしまい大変恐縮でございますが、このたび市内のプロジェクトチームで県内事
業者への影響及び取組の調査結果が取りまとめられましたので、報告させていただくもの
です。

本資料につきましては、取りまとめをしました総合企画部が総務委員会で昨日御説明し
ております。また、本委員会では昨日、木材産業振興課から総括部分など御説明しており
ますので、当課からは商工業分野に関する影響等を報告させていただきます。

資料の中段にあります、商工の黄色枠部分を御覧ください。製造業では、2024年問題の
影響をヒアリングしたところ、運賃が値上げとなっていることや、出荷から納品までにか
かる日数が増えているといった影響があるとのことでした。事業者におかれましては、配
送先の情報を社内で共有し、配送経路が近い荷物を一本化して配送することにより、輸送
コストの上昇分を一部低減したり、生産にかかる期間を短縮することにより、受注から納
品まで全体のリードタイムは従来どおり維持しているとのことでした。しかしながら、輸
送コスト上昇の影響が続いているため、自社での配送専門部署の設置や同業他社との共同
輸送、また、運送経路の見直しによる配送方法の最適化により、さらにコストを軽減でき
ないか検討しているとのことでした。

1つ下の段ですが、小売業では同じく運賃が値上げとなっていること。また、配送業者
の負担を軽減するために、店舗ごとの配送仕分を自前で行うこととなり、自社の負担が増
加しているといった影響があるとのことでした。事業者におかれましては、県内外の小売
事業者や物流事業者で構成されるグループに参画して対策を検討し、試験的に共同配送を
行うことでコストの低減を図るほか、配送ルートを一般道路から高速道路の利用に切り替
えることで、ドライバーの負担軽減につながっているといったことがございました。また、
今後は自社の物流センターをオートメーション化することによる、さらなる効率化を検討
しているとお話ございました。

2ページ目でございます。県の支援策を記載しております。今後は、持続可能な物流体

制の維持・確保に向けて、トラック事業者、荷主事業者の双方がデジタル技術や効率化機器などを活用し、物流コスト削減による生産性の向上及び収益体質の改善を進めることを御支援してまいります。具体的には、左側①の補助金では、エコカー、低燃費車両の購入や輸送効率化に資するシステムや機器の導入を、真ん中②の補助金では、デジタル技術の導入、右側③の補助金では、働きやすい環境の整備をそれぞれ支援するもので、新年度予算案に計上させていただいております。

各補助金の詳細につきましては、それぞれの担当課が所管の委員会にて御説明しておりますため私からの説明は省略をさせていただきます。

当課からの説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 先日も私の知ってるトラック運送会社の経営者の話を聞いたんですけど、その会社自体はそれほどの負荷はかかっていないとのことでしたけど、やっぱり荷主が大変ですねという話もあったり、とにかく高知県は地の利が不利なので、状況を把握しながらこれからも取り組んでいただきたいと思います。

1月に、さっきも申し上げたTSMC、熊本県でいろいろ物流の話も聞いたりしたときにおっしゃっていたのが、本県と直接関係のある話じゃないけど、TSMCが来たことによって半導体を専門にした物流企業が集まってきて、台湾から海上輸送で資材を供給するために港に新たな倉庫を造る動きが出てきているという話、それから、海外へ輸送する場合のことだと思うんですけど、熊本空港からの出荷はほとんどないらしいですよ。多分、陸送で関西空港とか成田空港へ持って行って、そこから空路で海外行ってる。これじゃいかんので、熊本空港から世界に出荷できるように、熊本空港の国際化とか発着航空機の大規模化を目指していると説明があったんです。今、熊本県のことを言っただけなんですけど、高知県にも港も空港もあるし、高知空港も国際化を目指している動きもあるし、中期的な話にはなるけど、そういったところも視野に入れながら物流問題の課題を解決していくよう取り組んでいただきたいと思います。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、工業振興課を終わります。

これで、商工労働部を終わります。

ここで15分余り休憩を取りたいと思います。再開は3時としますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 14時43分～14時59分)

◎久保委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《農業振興部》

◎久保委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松村農業振興部長 農業振興部の提出議案について御説明させていただきます。当部に関わります議案は、令和7年度の一般会計予算及び特別会計予算に関する議案、令和6年度の一般会計補正予算に関する議案、そして条例その他議案が4件でございます。

議案補足説明資料の2ページをお願いいたします。令和7年度農業振興部予算見積総括表でございます。令和7年度の一般会計総額は154億922万2,000円で、対前年度比は102.9%、令和6年度の12月補正及び2月補正の経済対策での増額を含めると104%となっております。増額の主な要因としましては、雇用就農者の増加が期待できる法人の規模拡大や、企業誘致を促進するためのハード整備等への支援の強化、お試し期間を設け、就農へのハードルを下げるトライアル就農制度の導入支援など、若者や女性の就農者の増加を目指して、雇用就農対策を大幅に強化したことによるものです。また、特別会計の農業改良資金助成事業は1,857万8,000円、対前年度比51.6%となっております。減額となった主な要因としましては、農業改良資金、就農支援資金の返還が進んだことによるものでございます。

続きまして、令和7年度の主な事業の概要について御説明いたします。3ページをお願いいたします。令和7年度重点施策体系表でございます。こちらは、産業振興計画の農業分野の5つの戦略の柱ごとに整理をしており、加えて最後に、南海トラフ地震対策を載せております。事業の詳細につきましては、後ほど各課長から御説明いたしますので、私からは柱ごとに、新規事業と拡充する事業を中心に説明させていただきます。

星印が新規事業、二重丸が拡充事業でございます。まず、柱1生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化でございます。

(1) N e x t次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進の中の1つ目の二重丸、I o P推進事業費は、これまでI o PクラウドS A W A C H Iの利用が少なかった花卉や果樹などの生産者や、施設園芸で収量が伸びていない農家をターゲットに、個々への働きかけを行うなど、さらなる加入の促進に取り組みます。加えて、栽培管理の改善点の表示や病害の発生予測といった、クラウドの機能強化を図ってまいります。

2つ目の二重丸、園芸用ハウス整備事業費補助金は、資材高騰下でも施設園芸農業の一層の振興を図るため、ハウス整備や高温対策設備の導入に対する補助対象限度額の引上げや上乘せなどを行うこととしております。

その下の二重丸、農業参入企業立地促進事業費補助金は、農業生産施設等の整備に対する助成により、民間企業の農業参入と既存の農業法人の規模拡大を推進し、地域農業の活性化と雇用の拡大を図るもので、正規雇用を増やす次世代型ハウスの整備に対して補助率

を加算することとしております。

あわせて、地域計画と連動した候補用地のリスト化や農地、品目、出荷先、支援策などをまとめた企業版産地提案書を作成し、県内外での企業誘致の取組を強化することとしております。

次に（２）農業のグリーン化の推進の中の星印、肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金は、物価高騰の影響を受けにくい生産体制への構造転換に向け、堆肥を活用する取組を支援するものでございます。

（５）スマート農業の普及推進の中の二重丸、スマート農業推進事業費補助金は、新たに補助先としまして、農作業の受託を行う農業支援サービス事業体を加えるなどの拡充を行うこととしております。

（６）気候変動に適応した栽培技術の普及推進は、近年の夏場の高温により生じている収量や品質の低下への対策として、効果が期待できる機器の導入や新たな技術開発等に取り組むものです。

（７）畜産の振興の中の１つ目の星印、土佐和牛地消地産拡大事業委託料は、土佐黒牛のブランド化に向け、まずは県内での認知度を向上させ需要創出につなげるため、県内の飲食店及び量販店などを通じたＰＲを行い、土佐黒牛の地消地産の拡大を図ろうとするものです。

その下の星印、畜産物販売拡大総合支援事業費補助金は、市町村、生産者団体等が行う畜産物の販売拡大やブランド力の向上などの販売促進の取組を支援するものです。

次に一番下の星印、四万十市新食肉センター整備事業費負担金は、老朽化が進み、早期の建て替え整備が必要である四万十市の食肉センターの整備に必要な経費の一部を負担するものです。

４ページをお願いいたします。次に柱２中山間地域の農業を支える仕組みの再構築でございます。（１）集落営農組織の拡大と農地の受皿となる法人の育成の地域営農支援事業費補助金は、集落営農組織等の経営の確立と県内への拡大を図るとともに、組織間の連携や法人化を促進し、地域農業を面的に支える仕組みづくりを推進いたします。

次に柱３流通・販売の支援強化でございます。

（１）「園芸王国高知」を支える市場流通のさらなる発展の中の二重丸、園芸品販売拡大協議会負担金は、産地と卸売会社、実需者との連携を強化し、一体となった販売を行うことで、市場流通における県産園芸品の販売拡大を図るものです。卸売市場と連携した量販店フェア等の取組を進めるとともに、中食や外食など業務需要向けの販売拡大につなげるマーケットインの視点で、ニーズに合わせた規格、品質の生産や出荷形態の実証に取り組めます。

（４）の農畜産物のさらなる輸出拡大の中の農産物輸出促進事業費は、農産物の輸出拡

大に向け、県産農産物の認知度向上や展示会出展等による需要拡大、輸出に意欲的な産地の取組を支援するものです。

次に柱4 多様な担い手の確保・育成でございます。

(1) 産地を支える新規就農者の確保・育成の中の、2つ目の二重丸、新規就農総合対策事業費補助金は、職業としての魅力の向上と、農業という職業を知ってもらうため、潜在層に向けた高知県農業プロモーション動画の、デジタルマーケティングを活用した配信や、一次産業等の合同企業説明会の開催などを行うものでございます。

次に3つ目の二重丸、農業キャリアアップ支援事業費補助金は、就職希望者の就農へのハードルを下げるため、トライアル就農制度を新設するものです。

5ページをお願いいたします。(3)の労働力の確保の2つ目の二重丸、農業労働力確保対策事業費補助金は、産地全体での労働力確保のための地区内外の労働力調整や、県内外からの援農者の確保、JA集出荷場へのカイゼン方式の導入及び、JA無料職業紹介所の体質強化等の取組を支援するものです。来年度は、農家が休暇を取りやすくするための農作業ヘルパー制度の実証を新たに行い、働きやすい環境づくりを支援してまいります。

(4) 家族経営体の強化及び法人経営体の育成の中の、女性活躍推進事業費のうち、農業就労環境整備事業費補助金は、女性が働きやすい環境づくりを推進するため、トイレや休憩室といった施設の改修や整備、また農作業の労力を軽減するための補助器具の導入に要する経費を支援するものでございます。

次に柱5 農業全体を牽引する基盤整備の推進と優良農地の確保でございます。

(1) 地域計画の着実な推進の中の経営体育成基盤整備事業費は、地域農業の展開方向に沿って、経営体の育成と、生産基盤営農環境の一体的な整備を実施することで、優良農地の適切な維持保全と地域農業の振興を図るものでございます。

最後に柱6 南海トラフ地震対策等の推進につきましては、ため池の耐震化や地滑り対策、震災対応タンクへの更新や、LPガスボイラーの導入によるタンクの削減といった、安全対策などに引き続き取り組んでいくための予算をそれぞれ計上しております。

以上が、令和7年度農業振興部当初予算の概要でございます。

当初予算ではこのほかに債務負担行為があり、協同組合指導課、農業イノベーション推進課、及び畜産振興課の3課が該当しております。詳細は後ほど担当課長から説明させていただきます。

続きまして、令和6年度一般会計補正予算議案について御説明させていただきます。6ページをお願いいたします。農業振興部補正予算総括表でございます。全ての課で減額となっており、減額の総額は14億5,185万7,000円でございます。減額補正の主な要因としましては、各種事業における補助金等の申請額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

一方、増額補正につきまして、主なものを説明させていただきます。まず、環境農業推進課におきまして、施設園芸の経営を圧迫している加温コスト及び茶工場の経営を圧迫している茶加工用燃料コストに対して支援するための補正予算を計上しております。また、農業基盤課において、国が南国市で進めております高知南国地区国営緊急農地再編整備事業について、国の補正に合わせて県の負担金を増額するための補正予算を計上しております。

繰越明許費につきまして該当しますのは、農業政策課、環境農業推進課、農業イノベーション推進課、畜産振興課及び農業基盤課の5課でございます。

続きまして、条例その他議案でございます。総括説明資料としてお示ししておりませんが、今回、農業振興部からは、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案など、4件の議案を提出させていただいております。詳細につきましては、後ほど農業担い手支援課長、畜産振興課長及び農業基盤課長から御説明させていただきます。

議案につきましては、以上でございます。

このほか、報告事項は1件、(仮称)四万十市新食肉センター建て替え工事の進捗状況についてでございます。こちらにつきましては、後ほど畜産振興課長から詳細を説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。各種審議会の審査経過等についてでございます。こちらには、高知県農林業基本対策審議会及び高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会の開催実績等について記載しております。

私からの総括説明は以上でございます。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈農業政策課〉

◎久保委員長 初めに、農業政策課の説明を求めます。

◎川谷農業政策課長 当課の令和7年度一般会計当初予算案について御説明いたします。歳入の主なものについて御説明いたします。

上から2行目、財産貸付収入の普通財産貸付料7,184万3,000円は、高知県競馬組合に貸し付けております競馬場敷地の貸付料などでございます。

中ほどの競馬事業収入10億6,026万2,000円は、高知県競馬組合から競馬事業の利益の一部を配分金として受け入れるものでございます。

歳出について御説明いたします。当課の歳出予算総額は22億1,290万5,000円で、前年度から1,527万2,000円の減となっております。右端の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

2 総合調整費は、部の総合的な企画調整や国への提言活動などに要する経費のほか、部内全体の職員の病休、産育休に係る会計年度任用職員の雇用経費等の事務費でございます。

3 農業振興センター運営費は、県内 5 か所の農業振興センターの庁舎管理に係る清掃等委託料や光熱水費、会計年度任用職員の雇用経費など、運営に要する経費でございます。

4 農業振興センター施設整備費は、土佐合同庁舎の空調更新工事に係る費用等を計上しております。

5 経営所得安定対策推進事業費の 1 つ目、経営所得安定対策推進事業費補助金は、市町村等が行う農業者の経営所得安定対策への加入推進に向けた活動に要する経費を支援するものでございます。

その下の、米需給調整総合対策事業推進費補助金は、米の需給調整のほか、水田を活用した転作作物の生産振興に向けた市町村の活動経費に対し補助するものでございます。

7 こうち農業確立総合支援事業費は、地域の特性を生かした農業の確立を図るため、市町村等が主体的に取り組む近代化施設の整備などの農業振興策に対して支援するものです。

8 中山間地域等直接支払事業費の 2 つ目、広報紙作成委託料は、本県の棚田を多くの方に知っていただくため、また、棚田を通じた交流関係人口の拡大につなげるためのツールとして、9 市町 16 地区の棚田カード等を作成するものでございます。

次の衛星データ活用事業委託料は、作付状況をウェブ上で確認できる衛星データを活用しまして、市町村職員等の現地確認に係る事務負担を軽減するための実証を行うものでございます。

2 つ下の中山間地域等直接支払推進交付金は、市町村に対し中山間地域等直接支払制度の適正かつ円滑な実施に要する経費を補助するもの、その次の中山間地域等直接支払交付金は、生産条件の不利な中山間地域等において農業生産活動が継続して行われるよう、集落協定に交付金を交付するものでございます。

次の農村型地域運営組織形成推進交付金は、中山間地域において農用地の保全に加えて、地域資源の活用や生活支援などにより、複数の集落の機能を補完する農村 RMO の形成を推進し、地域で支え合う仕組みの構築・拡充に取り組むものです。

9 多面的機能支払交付金事業費は、農業・農村が有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域が共同して行う農道・水路など地域資源の保全活動等を支援するものでございます。

令和 7 年度当初予算案の概要は以上でございます。

続きまして、令和 6 年度 2 月補正予算案の概要について御説明いたします。

歳出の 1 人件費の市町村派遣職員費負担金は、当課に派遣をされている市町村職員 1 名に係る負担金でございます。

2 農業振興センター施設整備費は、旧幡多農業振興センター土佐清水支所の解体工事に係る工法変更や、香美農林合同庁舎照明工事に係る費用が当初の見込みを下回ったことなどにより減額を行うものです。

3 経営所得安定対策推進事業費は、国からの割当てが当初の見込みを下回ったものでございます。

4 中山間地域等直接支払事業費の1つ目、中山間地域等直接支払推進交付金は、国からの割当てが少なかったもの。

次の中山間地域等直接支払交付金は、取組面積が見込みを下回ったものでございます。

次の農村型地域運営組織形成推進交付金は、申請件数が当初の見込みを下回ったことに加え、国からの配分も減少したことにより減額するものでございます。

5 多面的機能支払交付金事業費の2つ目、多面的機能支払交付金は、農道や水路などの施設の長寿命化に係るメニューについて、国からの割当てが見込みを下回ったものでございます。

次のページに移りまして、繰越明許費の変更でございます。農業振興センター施設整備費です。先ほど御説明しました、旧幡多農業振興センター土佐清水支所の解体工事費につきまして、建物の下に埋設されている基礎ぐいの処理方法の検討に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったことから、9月議会において1億558万9,000円の繰越しを承認いただいております。その時点では、基礎ぐいを撤去をする予定でしたが、設計の中で慎重に検討を行った結果、存置、そのまま残すことになりまして、事業費が減額となりましたので、繰越しの変更をお願いするものでございます。

続きまして、高知競馬の運営状況について御説明いたします。本資料は、高知競馬の売上げの状況を、令和2年度から月ごとに示した資料でございます。黄色の売得金累計の行、右から3列目に記載のとおり、令和2年から令和7年2月末時点の売上げの累計額は、863億円余りとなり、前年度と比較しまして、26億円を超える増額となっております。この売上げの状況を、上の2つのグラフでお示ししております。左側のグラフは、月別の売上累計額で、右側のグラフは、月別の開催1日当たりの平均売上額でございます。オレンジの実線が令和6年度の実績で、順調に推移しております。

次のページに移ります。この資料は、地方競馬全国協会が作成しております、全国の地方競馬場の令和6年度の開催成績でございます。現在1月末時点のデータが最新のものとなっております。下から3行目が高知競馬の成績です。中ほどの総売得金の1日平均の欄、高知競馬の1日平均の売上げは、1月末時点で8億6,100万円余り。前年比103.3%となっております。右から3列目に、場外発売の電話投票の構成比がございしますが、この数字が全体の売上げに対するインターネット発売の割合となり、高知競馬は96.8%と全国で最も高い割合となっております。

以上で、当課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 こうち農業確立総合支援事業ですけど、これは使い勝手がよくて評判がいい

と思うんです。今年度の執行状況について概要の説明をお願いできますか。

◎川谷農業政策課長 令和6年度の当初予算は6,000万円余りで、その活用については、10市町村で14件満額執行ぐらいの活用をいただいております。

◎武石委員 具体的に。

◎川谷農業政策課長 近代化施設整備事業が11件で、南国市でしたらタマネギ用の選別ラインとか、四万十町でしたら干し芋の加工機などで11件。養液栽培システムを3件、四万十町と須崎市と中土佐町で導入いただいております。

◎武石委員 来年度の予算は、令和6年度とほぼ同額ということですね。

◎川谷農業政策課長 令和7年度は100万円余り増額しておりますが、同程度の規模となっております。

◎今城委員 米需給調整総合対策事業推進費補助金ですけど、今年は米を作れ作れという活動に入るんですか。

◎川谷農業政策課長 本県の場合は、令和6年度の実績が1万100ヘクタールとなっております。令和7年度につきましては、本年度と同程度の見込みで、維持という生産数量目標をお示ししております。

◎今城委員 足らない足らないという報道を毎日見るんですけど、需給バランスの取れた生産について、本県ではこのままでいいとの見解ですか。

◎川谷農業政策課長 県内の作付面積としましては、年々100から400ヘクタール減少してまいりました。そういった中で前年実績と同水準の目標を掲げておりますので、実質的には増産と同等ではないかと考えております。

◎今城委員 この事業として、転作作物の生産振興を例年どおりやっていくんですか。

◎川谷農業政策課長 食食用米の生産を維持しつつ、非主食用米とのバランスも考慮しながら、需要に応じた生産を進めていくよう市町村とも連携して進めてまいりたいと考えております。

◎今城委員 もう一点。先ほどの、こうち農業確立総合支援事業ですけど、国費が4,800万円入っているんですけど、これは国の補助対象になったとかならないのかなんですか。

◎川谷農業政策課長 本事業が、資材高騰の影響を受けております施設整備への支援でありますので、物価高騰対策対応の重点支援地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

◎今城委員 交付金だから、用途はあんまり制限されないんですよね。好きなことにやれとここに充てたということですね。

◎川谷農業政策課長 資材高騰の影響を受けている対象であれば、該当になるものと考えております。

◎今城委員 最後に多面的機能支払交付金ですけども、集落でお金は来るけど消化が厳

しいとの声も相当聞こえてきて、自分たちでやろうにも人がいないので請負に出すとか、この交付金の在り方って考えていかないかと思うんですけど、どんな課題意識を持っていますか。

◎川谷農業政策課長 地域の高齢化などで、活動できる方が限られてくるとか、活動の存続自体が難しいとお声は聞いております。次期対策においては、こういった活動が難しい地区を支援するために、例えばですが、建設土木関係のOBや技術者などが、活動班というか直営班として組織して、草刈りや泥上げとか重機が必要な作業なども支援できるよう、こういったことに対する支援も盛り込まれているところです。本県でも地域の声を聞きながら、そういった活用についても協議をして進めていきたいと考えております。

◎今城委員 この交付金はかゆいところに手が届く、すごくいい交付金だと思うんですよ。地域の活動を支援するこういう交付金を維持、活用できるような仕組みを継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎はた委員 説明がなかったんですが、農業振興部が質疑する前に商工労働部で、中小企業振興指針の改定の説明がありまして、価格転嫁についてのアンケートを取るという資料がありました。その中で農家については、別途700戸数ですか、700世帯というかアンケートを取ると書かれていたんですが、農業政策課の当初予算には出ていないので、どこに予算化されているのかと思ひまして。

◎池上農業振興部副部長（総括） そのアンケートの予算につきましては、各部で取るというよりは商工労働部で一括で取っているのではないかと思います。我々からは送付先のリスト等を商工労働部に提供する形だったと思いますが、なお確認して確かなことをお答えさせていただきたいと思います。

◎はた委員 商工労働部の資料では、別途農業者についてアンケートを実施するとなっていたので、農業振興部かなと思って、予算がなかったのかどうかと思ひましたので。ぜひアンケートは価格転嫁できない実態をしっかりと拾っていただきたいなと。あと商工労働部は、農家700との数でしたけれども、県内、各市町村のそれぞれの現場からアンケートが徴収されるのか。偏ったアンケートにならないような、全県の農家のアンケート、実態調査になるようにぜひ声を上げていただきたいという1点。それは要望です。

もう一点お聞きをしたいのが、お米が高騰していまして、学校給食のお米の確保が、価格的にも課題になっているんですけども、学校給食のお米の確保、また価格に対する一定の配慮といったことが必要かと思うんですけど、農業振興部としてはどう考えているのか。実態把握されているかも含めて。

◎松村農業振興部長 給食は教育委員会の所管になりますので、農業振興部として給食費にどうかは所管ではないです。

◎はた委員 お米の十分な確保がないと、どんどん価格が高騰する流れが教育現場にも来

るので、ぜひいろんな情報交換をしていただいて。学校給食だけではないです。医療とか介護とか、いろんな給食現場の命に関わる、大事なところのお米の確保ができていますか、ぜひ支援というか把握していただいて、連携を取っていただければと思います。

◎松村農業振興部長 お米の確保のところだと思いますが。基本的に高知県の米だけというか、全国的な問題でございますので、国でも備蓄米の放出といった形で対応もされておりますので、基本的には国のレベルでどれぐらいのバランスが取れるかが肝になるかと思っています。高知県としましては先ほど課長が申し上げましたように、令和7年産の米の生産の見通しの目安は、昨年の実績を維持するとお示しをしているのが、我々の取組になっております。

◎はた委員 地消で地元の食材を生かすことが、特に学校給食はそういう取組をしてきたので、お米の高騰があったとしても、できるだけ地元の学校にお米を確保することを優先するというか協力するふうに、関係者の方にも伝えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。要望です。

◎寺内委員 米価で、先ほどもあったように、高知県中小企業・小規模企業振興指針で価格転嫁、適正な価格で、これは農業も入ってくるので確認なんですけど。今は米の高騰が起きていますけれども、農家の皆さんから聞かせてもらったときに、新潟とか東北の水田が大きいところ、どんと作れるところの価格で来ると。高知なんかは、棚田の補助も出しているように額ぐらいの狭いところでやっている。まさに今、米の高騰の中での課題として、日本を一つとしてされるのではなく、地域性が大きくあると。その中で、農業の憲法といわれる法律が、新たに盛り込まれて、そこに価格転嫁も入ってきているので、この米の高騰のピンチをチャンスに捉えて、高知を調べていただいて、価格をしっかりと国も上げてもらいたいと思いますので、それは要請として求めています。

それから2点目で、合い議になってくるんですけど、高校の無償化とともに給食費の無償化が動きますよね。今、文部科学省が動いているのが、給食費自体が全国でどうなのと、給食費の無償化に伴う調査が入り出してきているんですけど、自分の作ったお米、産地米を全部入れているところの給食費が高い。給食費を抑えることは、いろいろとやっていますけれども、地産地消で、給食費を上げているところが今どんどん実証として動いているみたいなので、これも給食の無償化で、大きな高知としたときにお米ですね。お米を生産地の活用というところも教育委員会とも連携をぜひ取ってもらいたい。大きな学校の給食の無償化は、大きな地点に来ていると思うので、直接じゃないですけども合い議の関係ではぜひ連携を取ってもらいたいと思うので、これも求めておきたいと思います。

◎久保委員長 多分御質問も出るんじゃないかと思われているんじゃないかと思いますがけれども、適正な価格の例の法制化について、先週、閣議決定されています。新法ではなくて既存の法律、2つの法律を改正しようということで、閣議決定されたところで、近々、

通常国会に上がるということですがけれども、改正された2つの法律は、どのような内容だったのか教えてください。

◎松村農業振興部長 食品等流通適正化法と卸売市場法と2つの改正となりますけれども、一つは価格について、売り手の側がコストを示して交渉すると。買い手はそれを考慮して価格を決めていこうと交渉するということです。買い手側が考慮しない、いわゆる望ましくないことをすると、農林水産省で指導とか勧告とか入って順番に指導が厳しくなっています。本当に悪質であれば最後は公正取引委員会まで行くことになります。そのコストをつくるのは、農林水産大臣が指定した団体がコスト指標をつくって、それを使っていくことになります。

卸売市場法は、市場になりますので、市場の開設者がコスト指標を示して、入札とか競りで活用していく形になっていくということでございます。先ほど寺内委員からも、地域性があるといったところで、コスト指標のつくり方がポイントになろうかと思えます。昨年度の政策提言でも、そのときは米というよりは高知県の野菜、施設園芸は油を使って加温をするのでどうしてもコストが高い。それと高知県は遠方ですので、東京とか行くときにはどうしても輸送費がかかる。地域の作り方とか距離とか考慮した形でお願いしたいというのは、昨年度も提言させていただいております。これは引き続き言っていかなければいけない課題だと思っております。

◎久保委員長 部長がおっしゃったコスト指標が一番のポイントになってくると思えます。それぞれの地方、遠くになれば遠くになるほどもちろん高くなりますし、高知県の実情に合ったコスト指標をきちっと国に提言していく。法律がこれから国会でもまれると思えますけれども、並行してコスト指標について高知県から言っていくことが非常に求められると思いますので、ぜひ抜かりないようにお願いします。今、農家の方とお話する中において、そのことばかりです。もちろん米の高騰もありますけれども、高知県の施設園芸の皆さんは本当に心配していますので、よろしくお願いします。

質疑を終わります。

以上で、農業政策課を終わります。

〈農業担い手支援課〉

◎久保委員長 次に、農業担い手支援課の説明を求めます。

◎田村農業担い手支援課長 当課の令和7年度一般会計当初予算案、令和6年度一般会計2月補正予算案及び条例議案につきまして、御説明させていただきます。

初めに、令和7年度一般会計当初予算案について御説明いたします。歳入の説明は省略させていただきます。

歳出でございますが、令和7年度の当初予算の総額は17億4,116万2,000円で、前年度に比べまして、1,680万6,000円の増額となっております。

主な歳出について、御説明いたします。画面右端の説明欄の2行目、2農業経営基盤強化促進事業費は、本県農業を支える力強い担い手の育成を図るため、農業経営の法人化や経営発展などの取組に対して支援を行うものでございます。

1つ目の農業経営・就農支援センター運営委託料は、県が設置いたします高知県農業経営・就農支援センターが行います農業者への経営改善支援や就農希望者への就農支援の業務を、高知県農業会議に委託するものでございます。

次に、2つ下の担い手経営発展促進事業費補助金は、農業法人等に対する研修会や個別指導など、県農業会議と地域担い手育成総合支援協議会が行います、産地を支える担い手の経営発展を支援する取組に対して補助するものでございます。

次に、中ほどにございます3農業委員会等対策費は、市町村農業委員会及び県農業会議が、農地法や農業委員会等に関する法律に基づいて実施いたします、農地の利用調整などの活動に対して助成を行うものでございます。

次に、下から4つ目にあります4新規就農総合対策事業費は、担い手となる新規就農者の確保・育成を図るものでございます。

一番下の新規就農促進事業委託料は、農業に関心の低い若者や女性に、本県農業の魅力を広く伝えることを目的に、地域で活躍する若い農業者の仕事ぶりや暮らしについての事例紹介や、高知県農業のプロモーション動画の作成などを委託するものでございます。

続きまして、1行目の農業キャリアアップ支援事業委託料は、雇用就農から独立自営し、将来、法人経営を目指す研修生を育成するため、県版地域おこし協力隊制度を活用いたしまして、農業法人等に研修を委託するものでございます。

3行目の新規就農総合対策事業費補助金は、高知県農業会議や高知県農業公社が行う就農希望者への相談対応をはじめ、本県農業の魅力を知ってもらうための農業体験ツアーの実施や、セミナーの開催、一次産業の合同企業説明会の開催などに要する経費を補助するものでございます。

次の農業次世代人材投資事業費補助金及び、その2つ下の新規就農者育成対策事業費補助金は、就農前の研修生に対しては最長2年間、年間最大150万円を、また、経営開始直後の新規就農者に対しては、経営開始後最長3年間、年間最大150万円の資金を交付するものでございます。

先ほどの2つの補助金の間にあります、5行目の就農支援事業費補助金につきましては、親元就農や若者への就農支援を強化するため、先ほど御説明をいたしました国の給付金制度の対象とならない農業者、農業後継者に対する就農前の研修や、経営開始後の経営確立などを支援するものでございます。

次の農業キャリアアップ支援事業費補助金は、雇用就農から独立自営就農を目指す者の育成や、農業未経験者が農業にチャレンジしやすいよう、お試し雇用期間を設け、就農へ

のハードルを下げるために、県が実施いたしますトライアル就農に取り組む農業法人に対し、必要経費などを支援するものでございます。

次の新規就農者経営発展支援事業費補助金は、新規就農者の経営発展に必要な機械、施設の導入に係る経費を補助するものでございます。

次の就農サポート体制構築事業費補助金は、就農前の研修生に栽培技術や経営のノウハウを早期に習得させるため、より実践的な模擬経営研修ができるトレーニングハウスの整備に必要な経費に対して支援するものでございます。

次に3行下の5地域計画実行支援事業費は、農地中間管理機構である高知県農業公社が行います農地の貸借により、担い手へ農地を集積する農地中間管理事業や、新規就農者が農地中間管理事業などを活用して借り受けた農地の賃料への支援を行いますほか、本年度末に全市町村で策定されます、地域計画の実行に向けた支援を行うものでございます。

続きまして、1行目の地域計画実行支援事業費補助金は、地域計画の実現に向けまして課題となっております、担い手へのハウス用農地の確保や、遊休農地の解消、中古ハウスの確保に向けた取組を支援するものでございます。

次に3行下の6農業大学校教育推進事業費は、農業に関する技術や経営についての実践的な教育を実施いたします農業大学校の運営に要する経費でございます。

次に下から4行目の7農業担い手育成センター研修推進事業費は、就農希望者への研修や農業者へのリカレント講座の実施など、担い手の育成拠点であります農業担い手育成センターの運営に要する経費でございます。

次にページ中段にあります8地域営農支援事業費は、集落営農の組織化や農地の受皿となります法人の育成に要する経費や、集落営農組織等の経営発展に向けました農業用機械や施設の導入に要する経費を補助するものでございます。

次に新規就農者の確保対策について、令和7年度に強化する取組のポイントについて説明させていただきます。

左側、現状・課題を御覧ください。新規雇用就農者の現状では、近年、雇用就農者数は80人台で推移してきたものの、令和5年度は63人に減少しております。年齢構成では、30歳代以下の若者が約6割を占める状況でございます。今後、若者の就農者確保に向けましては、初期投資の大きい新規参入より、就農へのハードルが低くチャレンジしやすい雇用就農者の確保対策の強化が必要と考えております。一方で、農業が若者や女性に就職先として選ばれていない状況などから、農業や農業法人の職業としての魅力を知ってもらう機会を増やすことが必要と考えております。

こうした状況を踏まえまして、右側の令和7年度取組では、(1)としまして、職業としての魅力度向上と「農業という職業」を知ってもらうための取組を強化いたします。具体的には、まず農業職場を知ってもらう取組の推進といたしまして、潜在層に向けました

高知県農業プロモーション動画の配信や、進路指導教員等を対象としました農業職場の見学会を実施いたします。

次に、企業の魅力を知ってもらう機会を創出するため、農林水で連携しました一次産業等の合同企業説明会の開催や、未経験者でも農業にチャレンジできるよう、お試し期間を設け、就農へのハードルを下げるトライアル就農制度を導入いたします。

また、農業分野におけるキャリアアップを支援するため、雇用就農から独立自営就農へとキャリアアップし、農業経営者を目指す者を確保・育成するため、県版地域おこし協力隊制度を活用した支援を本年度に引き続き実施することとしております。

こうした取組に加えまして、(2)雇用就農の増加を目指した企業誘致の推進と法人の育成では、雇用就農の受皿となります新たな法人の育成といたしまして、下の④にございますが、法人化へ誘導していく農家のリスト化や、農業経営・就農支援センターによる専門家派遣、あるいは伴走支援の取組を強化してまいります。

なお、企業誘致の強化や施設整備等の支援策の強化につきましては、後ほど農業イノベーション推進課より、関連する内容について御説明いたします。

以上で、令和7年度一般会計当初予算案の概要説明を終わります。

続きまして、令和6年度一般会計2月補正予算案の概要について御説明いたします。歳入の説明は省略させていただきます。

歳出でございますが、2目農業担い手支援費の左から3列目の補正額にありますように、当課の補正額は3億4,628万6,000円の減額となっております。補正の内容について、事業ごとに説明させていただきます。

右端の列の説明欄を御覧ください。まず、3行目の2農業経営基盤強化促進事業費の1つ目、農業経営・就農支援センター運営委託料は、国からの配分額が要望額を下回ったことや、重点支援対象者への専門家派遣が計画より少なかったことなどによりまして、減額するものでございます。

次の経営体育成支援事業費補助金は、当初に見込んでおりました農業者からの農業用機械等の申請の取りやめにより減額するものでございます。

次の3農業委員会等対策費の1つ目、農地集積支援事業費補助金につきましては、国から割り当てられる交付金が当初の見込額を下回ったことにより減額するものでございます。

次の農業委員会等交付金は、国から割り当てられる交付金が当初の見込額を下回ったことや、市町村の農地利用最適化推進委員の活動実績が計画を下回ったことなどにより減額するものでございます。

次に、4新規就農総合対策事業費の2つ目、農業次世代人材投資事業費補助金と、4つ目の新規就農者育成対策事業費補助金は、新規就農者に対し確実に支援できるよう予算を計上していましたが、研修開始時期の遅れや補助対象者の農業所得が向上したことによ

り、交付金額が減額されたことなどから減額するものでございます。

続きまして1つ戻りまして3行目、就農支援事業費補助金は先ほどの新規就農者育成対策事業費補助金と同様に、研修開始時期の遅れなどから研修生の人数が、当初の見込みを下回ったことなどにより減額するものでございます。

6行目の新規就農者経営発展支援事業費補助金は、国に事業採択されなかったことや、就農開始時期の見直しから、今年度の事業申請を見送ったことなど、事業を活用する新規就農者が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

次の就農サポート体制構築事業費補助金は、トレーニングハウス整備を1棟計画しておりましたが、事業実施を次年度に延期したことにより減額するものでございます。

次にページ中ほどの5農地流動化事業費は、国からの配分額が要望額を下回ったことにより減額するものでございます。

次に4行下の6農地活用推進事業費は、当初要望のあった市町村において、地域で調整ができなかったことなどによりまして減額するものでございます。

次の7地域営農支援事業費は、集落営農組織等の運営に必要な農業用機械等の整備について、集落営農組織の資金繰りなどの事情による変更または中止などにより減額するものでございます。

以上で、令和6年度一般会計2月補正予算案の概要説明を終わります。

続きまして、条例議案について御説明いたします。2つ目、中ほどの高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案は、知事の権限に属する事務のうち、後半部分に記載しております、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を協議が整った市町村で処理することができるよう必要な改正をするものでございます。この条例につきましては、昨年度同様の改正を行っておりまして、23市町村に権限を委譲しております。今年度新たに、土佐清水市や四万十市など9市町村と協議が整ったことから、同条例に9市町村を追加するものでございます。

制度の概要について御説明いたします。まず、1の農地中間管理事業についてを御覧ください。農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が農地を貸したい人から農地を借り受け、市町村が策定します地域計画に位置づけられました担い手などの受け手に対して、まとまりのある形で農地を貸し付ける事業でございます。

次に、2の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可・公告を御覧ください。令和5年4月に施行されました、農地中間管理事業の推進に関する法律及び関連法の改正法により、農地中間管理機構は受け手となる担い手への農地集積を図るための権利設定を行う農用地利用集積等促進計画を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。また都道府県知事は、この計画を認可した場合は、その旨を関係する農業委員会へ通知するとともに公告しなければならないとされました。これにより、これまで市町村内

で事務処理が完結しておりました利用権設定制度が廃止され、農用地利用集積等促進計画による利用権設定へと移行することとなりました。この県による認可につきましては、同法律の基本要綱において、利用権設定の迅速化を図る観点から地方自治法に基づき、都道府県条例の改正によって、認可・公告の事務を市町村に移譲することが可能であるとされております。

そのため市町村におきましては、これまでどおり市町村内で事務が完結できることや、事務処理に係る時間の短縮が見込まれることなどから、3の市町村移譲事務の下段に示しましたように、この認可及び公告に係る事務を、今回、新たに協議が整いました9市町村に対し、権限を移譲するための条例改正を行うものでございます。

以上で農業担い手支援課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 説明にもありましたように、新規就農者を増やすために、いきなり自立するのは大変だろうと思うので、雇用就農でノウハウを蓄積し、資金も蓄積して。自立するのはそういうことだろうと思うんですけど、その中でこの5期計画、令和9年度の目指す姿の目標値として、令和7年の法人数が16法人という目標が掲げられておりますが、県内の法人化、農業法人は、例えば集落営農組織が法人化をするケースもあるでしょうし、目指す16法人はどのようなイメージをされていますか。

◎田村農業担い手支援課長 既存の集落営農組織が法人化を目指す場合も含めます。それ以外には、ある程度の面積、規模、経営規模を有する農業経営体を農業法人に誘導していくといったところで、年間16法人を新たに育成していきたいと考えております。

◎武石委員 それは大いに期待いたします。集落営農組織から法人化した場合を見ますと、なかなか法人化すると資金繰りが大変。単純に春に種まいて育てて秋に収穫して、それが売れて初めてお金が入ってくる。じゃあお金が入ってくるまでの間どうすんのと、単純に言ったらそういうことになってきますよね。そういう資金力、資金繰りをどうするのか。それから、雇われる側、雇う側もそうやけど農繁期と農閑期があるわけで、農繁期も当然給料は通年支払っていかなくちゃなんわけで、やっぱり法人化は、かなり体力のある企業なんかが法人化するんなら別として、なかなか大変な状況にあるんじゃないかと思うんですけど、法人化の実態といいますか、そのあたりについての御所見をお聞きしたいと思うんです。

◎田村農業担い手支援課長 例えば、集落営農組織が法人化する場合には、委員も御指摘のとおり、なかなか収入、売上げが毎回入ってこないところもあるかと思います。特に集落営農組織の場合ですと水稻が中心となりますので、やはり9月、10月になろうかと思います。そうした場合には水稻以外の、いわゆる高収益作物、野菜も導入いただいて、できれば周年、売上げが入るような経営を目指していただきたいと考えております。そのため

に、県単の集落への支援事業の中では、高収益作物に取り組もうと、試しにやってみようという場合には、初期の費用、肥料代とか種代とか種子代とかいったものを支援する補助事業も構えておりますので、こういったものを活用いただきながら、高収益作物を導入していただいて、周年、資金繰りがうまくいくような経営体質にしていきたいと考えております。

◎武石委員 最後に給与水準です。これもそれぞれあるかと思うんですけど、以前、集落営農から発展した集落営農法人に雇用されている若い人たちの話をいろいろ聞いたときに、収入はどのぐらいを希望するのって聞いたら、今はそれほどはもらってないけど、年間に400万円はもらえるぐらい頑張っていきたいというお話もあって、その当時、農業振興部の方にもこんな話聞いたけどって言うたら、それは妥当な線ですねという話を聞いたんですよ。けど、これも何年も前の話で、今いろんな仕事がある中で、農業法人に就農しようというときに給与水準も当然気になると思うんですけどね。そのあたりの水準というかレベル、期待に応えられるのかどうかについての御所見をお聞きします。

◎田村農業担い手支援課長 特に集落営農組織、集落営農法人ではございませんが、既存の農業法人の経営者の方々といろいろお話を聞いた中で申し上げますと、今、新規雇用を募集するときに、大体給料月額でいきますと25万円。それにボーナスもつけてというような給与で募集をかけるけれども、実際なかなか集まらない現状もあるようでございます。これを30万円に上げたとしても、仕事がずっと朝晩、長時間労働になるのであれば、30万円もらってもということで、まず、いわゆる就業規則ではないですけども、労働条件を整えるとともに、最低という言い方もおかしいですが、月額25万円でしたら、大体300万円から350万円は最低給料が払えるような法人経営を目指していただいた上で、新規雇用、雇用就農を受け入れていただきたいと考えております。

◎岡田（竜）委員 関連しまして、新規農業法人数で16ということで、先ほど企業誘致課で、企業誘致を高知の中心部だけでなく郡部にも広げていくという中の業種を、農業もターゲットとして出ていたんですけども、そこのお話をお聞かせいただけますか。

◎平田農業イノベーション推進課長 企業誘致の担当しておりますので、お答えさせていただきますと思いますが、企業誘致につきましては、今、企業立地戦略会議を、各部局で集まって、県全体でどういう企業誘致をしていくのかという話を始めたところでございます。農業分野におきましては、企業が入るとするのは、やっぱり条件のいい平場がメインにはなってくるとは思いますが、中山間地域でも地域計画で出てきた条件のよい土地を基盤整備して、その土地へ希望する企業が入ってこれるという誘致を進めていきたいと思っておりますが、企業誘致というところもあります。既存の農業法人が規模を拡大していただくことも重要な取組ではないかと思っております。

◎岡田（竜）委員 そしたら、特に高知の気候に合ったところに来ていただくというの

は、イメージとしてはあっても、具体的に実現しそうという感覚ではなさそうですか。

◎平田農業イノベーション推進課長 県外から来たいという案件が、私どものところにいっぱいあるわけではございません。やはり来ていただける、土地を紹介できるような用地の案件がないと、鶏が先か卵が先かもありますが、用地も確保しつつ、県外の方にはこういう土地でどうでしょうかと誘致をかけていく必要がございます。一方で、県内の企業で農業の分野でもやってみたい、農業法人なんかと業務連携して、出資したりして農業に参入していきたいというお声も頂いておりますので、県外の農業外の企業でも農業に参入していただけたところはあると思っております。

◎今城委員 新規就農総合対策事業費補助金が、補正で2億5,000万円ぐらい減額なんですけど、昨年215人の新規就農で、補助を活用された人数って215人のうちどのぐらいなんですか。

◎田村農業担い手支援課長 新規就農育成対策事業費補助金がございます、国からの給付金を補助するものでございますけれども、こちらにつきましては本年度は経営開始資金で、就農開始直後に年間に最大150万円を支援する事業につきましては193名。それから研修資金、研修期間中に最長2年間150万円を支給する事業につきましては、22名の方が事業を活用しております。

◎今城委員 せっかくの予算を2億円も積み残すってあれなんですけど。やっぱり新規就農者数が少ないから、予算が余ってしまうということなんですか。

◎田村農業担い手支援課長 新規就農者数の少なくなっていることもございます。それと、準備型と言いますけれども、もともと研修を活用する予定だった方が、就農相談を受けたときには、今年度から研修したいという意向を受けていたけれども、研修を開始する時期を遅らせたとかで、本年度は事業活用に至らなかった案件もございます。

それから総額2億円の中には、給付金以外の事業もございまして、新規就農者が新規就農直後に機械とか施設を導入する際に活用できる補助事業がございます。新規就農者経営発展支援事業費補助金がございます、こちらがかなりの減額になっているんですけれども、こちらは当初事業活動を予定していた方々が、就農のタイミングを翌年度に遅らすとかで本年度申請に至らなかった、あるいは国の事業でございまして、申請したところ不採択になった。あるいはこの事業を活用するには融資が前提となっているんですけれども、なかなか融資の審査に通らず、融資ができないがために事業を断念したといったケースもございまして、利用者が当初の見込みからいいますと15名程度少なくなっている現状でございます。1名について最大750万円ほどの補助金が出ることになりますので、15名利用者が減ったことでかなりの減額につながった状況でございます。

◎今城委員 すごい手厚いお金が出るんですけど、もったいないので、そんな課題をいろいろ検討する中で、来年もまた同じような金額を計上していますので、もっと活用できる

ような方向でお願いしたいと思います。

それと雇用就農を大きく伸ばしていこうということなんですけど、雇用就農に対して給与を補助するとかはできるんですか。

◎田村農業担い手支援課長 雇用就農者に対しても、まず、国の雇用就農資金もございます。それから県で、国の支援に対してさらなる上乗せもしております。新規就農者、独立自営就農者とはほぼ同様の金額、給付金で支援するようになっております。

◎今城委員 新規就農者数の目標が320人。農業の生産額を維持していくために算定された数字と聞いたことがあるんですけど、全然伸び悩んでいるんですよね。何か新たな工夫が必要と思いますが、どうですか。

◎田村農業担い手支援課長 いわゆる独立自営でいいますと、高知県のような施設園芸主体の自治体では、やはりハウス整備が一番のネックとなっております。そうした中で、最初の資本金もなしに若者が就農していくためには、雇用就農が入りやすいのではないかと考えております。この雇用就農をいかに増やしていくか。

ただ若者の間では、農業に就職するという認識といいますか、意識があまりない現状もございますので、今年度もそうですけれども、来年度も引き続き潜在層に向けたPRをしっかりと行っていく。それから、来年度につきましては雇用就農するに当たって、農業未経験の方ですと果たして農業の作業ができるのだろうかといった御不安もあろうかと思っております。そうしたところを、お試し期間を設けまして、法人でまずは1か月程度実際に働いていただいて、合うようでしたらそのまま雇用就農、正式採用していただく。そのための1か月のチャレンジ期間の支援を法人側にする補助事業も新たに創設しているところでございます。そうした事業を活用いたしまして、できる限り多くの雇用就農者を確保していきたいと考えております。

◎今城委員 この間、人口減少対策調査特別委員会で東洋町に行ったんですけど、サーファーの中で、移住もしたいけど農業もしたいという声が非常に多くなって聞いたんですよ。しかし、柑橘をやっている人なんか、人を雇った経験がないのでよう雇わんとかもあるんですよ。存外、若者は農業に関心も持っていますので、チャンスがあると思いますので、よろしくお願いします。

◎はた委員 地域計画実行支援事業費、約1億7,000万円ですけれども、地域の農業者たちを中心に、これからどういう農業をやっていくのか、現状何に困っているのか、計画をつくる中で見えてきたかと思うんですが、農業計画の中から見えてくる課題について、まずお聞きしたいと思います。

◎田村農業担い手支援課長 地域計画実行支援事業費でいいますと、農地中間管理事業費補助金も含めて1億円余りでございます。本年度策定します地域計画を実行するための支援補助金でいいますと600万円ほどが実情でございます。

御質問にありました地域計画の中で見えてきた課題でいいますと、一番ポイントとなりますのは、地域に担い手が誰もいないところかと思います。そうしたところは、集落営農といった手法もございますので、何とかその地域の皆さんが協力し合って農地を守っていただくというところで進めているんですけども、集落営農組織を組織化するに当たっても、やはり担い手、オペレーターとなるやり手がいらない現状があるということでございます。地域内で担い手を確保するのが難しい現状が、かなりの地区で見られるかと思います。

そうしたところにつきまして、いわゆる地域間連携ではないですけども、いわゆる御近所の地域集落から、余力のある担い手に入ってきていただくという取組が必要ではないかと。そうしたことによって、地域の農地を守っていくことにつながるのではないかと。ただ、その際にはやはり条件のいい農地を構えてあげないと、なかなか参入も難しいと思いますので、今後その地域計画の中で、担い手のいない地区、地域につきましては、できるだけ農地をまとめる形で、担い手にお渡しができるといったところをしっかりと話し合いを進めていくことで、地域計画の中で明らかになりました課題に対して、対応もしていきたいと考えております。

◎はた委員 地域計画で見えてきた課題に対して、どう改善策を持って取り組むかが大事だと思っています。そこがかみ合ってるかどうかで、地域計画で後継ぎがいらないという皆さんがたくさんいるわけですけども、皆さんが法人化を求めているのか。結果として法人化という手法があるのかもしれませんが、今の農業者の方、また集落の皆さんが法人化というスタイルを望んでいるのか。自分たちが聞いてきている範囲では、後継ぎを見つけて個々の農業経営体で頑張っていきたい。そういう多様性のある、集落営農というか、そういうのが歴史であり、これからも望む集落の形だと聞くので、実際農業法人を増やすことが政策になっているわけですけど、それを農業者が望んでいるのかどうか、確認させていただきたいです。

◎田村農業担い手支援課長 全てが法人化ではないと考えております。当然、県として法人化を進めるに当たりましては、可能性のある方々に話をする中で、法人化を考えてみようという御意向があれば、専門家派遣とかいろんな施策を打って、法人化を進めていくところでございます。中には委員がおっしゃられるように、みんながみんな法人化ではないと思います。そこにつきましては、今回、地域計画をつくるに当たりまして、地区で、地域で座談会をしていただいておりますけれども、これは地域計画をつくって終わりではございません。引き続き地域での座談会を継続していただいて、地域全体でどうやっていこうという具体案を、今後より詰めていくというところを来年度以降も、農業振興センター、JA、市町村と一緒に、地域のお話を聞きながら、地域の実情に合わせた振興策、推進策を考えていきたいと考えております。

◎はた委員 そういうふうに言われるんですけども、この資料にどう書かれているかと

いうと、法人化へ誘導していく対象者を明確にして、ターゲットを絞った支援の強化が必要だと書いています。今回の資料では、法人化へ誘導していくことが優先されているわけです。課長が言われる、現場農業者の個々の歴史や現状や思いを優先するというより、法人化への誘導が今回の新規雇用の就農者の増加のポイントになっていて、現場優先より法人化ありきみたいな政策になっていると思うので、課長が答弁された農業者の立場を優先するなら、ここの法人化へ誘導という書き方は、表現として不適格じゃないかなと思うんですけれども、部長はどうでしょうか。

◎松村農業振興部長 まずこの資料につきましては、先ほどから議論いただいています農業者を増やす意味で、入りやすいということで雇用就農、いわゆるサラリーマンの農業者で整理しております。やっぱり人を雇用するという意味ではしっかりと法人という形態を取っておくことが大事であるし、勤める側からしても、しっかりした組織に勤めることはインセンティブになりますので、そういう趣旨から、法人を目指す方、目指せる方については法人になっていただいて、雇用を確保していただくという趣旨で書いているのであって、農業政策全体で全ての農業者を法人に誘導するという趣旨ではございません。

◎はた委員 今、説明いただいたので、意図は分かりましたけれども、やっぱりこういう書き方だと明らかに法人化を優先して政策を立てていく、予算化していくと。ターゲットを絞って強化していくようになるので、課長が言われたような、多様な農業経営体を育て守りやっていく、農家の思いを優先するところから見たときに、この書き方がどうかと、表現の仕方がどうかと思ったので。そうではないという部長の答弁があったので理解はしたので、了解しました。そこは、農業者の声を優先していただきたいと思います。

それともう一点聞きたいのは、条例改正の51号議案ですけれども、事務処理の条例ということで、3つの事務処理が議案として一本化されているわけですけど。今回、事務処理の改正の農業担い手支援課が担当している中身は、知事の権限を移すことで、単純に法改正に伴う変更ではない権限移譲なので、ほかの事務処理改定と一緒にするのがなぜなのかなと。法が変わりました、文書が変わるので、一括して議案で出てきますというのは分かるんですけど、今回は単なる改正ではなくて、知事の権限が移譲ということなので、ほかのものと一緒に議案になっている、その立てつけというか、どうしてなのか。

◎田村農業担い手支援課長 今回の条例、高知県の事務処理の特例に関する条例で、この中に表が幾つかございまして、かなりの数の事務をそれぞれ個別に移譲できますという書き方になっております。用意しました資料が十分でなかったところがあるんですけれども、議案説明書の157ページから163ページに、今回の中間管理事業の部分ですと、表の中の項目の35が中間管理事業の権限移譲に関するもので、そのほかの部分についても移譲できる事務が整理されているということで、今回私どもの条例の改正部分につきましては、この中で書かれているものでございます。

◎はた委員 法律が変わって、移譲ができることにはなったんですけども、その仕事を担う市町村の合意が尊重されないといけないと思うんです。仕事が増えるわけで、それに対する県のフォローというか、農業管理機構が広域的な管理をしている部門でもあるかと思うんです。今まで県がやってきた役割が、どういうふうに担保されるのか、市町村が十分にできるのか、市町村ができない広域的な部分はどうなるのか。その点はどう変わるのでしょうか。

◎田村農業担い手支援課長 今回の事務につきましては、一部、これまで県がやってきたところもございます。市町村に移譲するに当たりましては、当然、市町村と協議しまして、了解をいただいた市町村と権限移譲を行っております。市町村にとりましては、認可・公告事務というのは法律は異なりますけれども、市町村で農地の利用権設定の公告事務もやっておりましたので、全く新しい事務が市町村に移ったということではないところもございます。

ただ、やり方としては県ではこんな手順でやりましたというところはお示しして、これに倣って市町村でも何とかできませんかと、お話も御相談させていただいた上で、今回の権限移譲に新たに9市町村が受けていただいたと認識しております。それから、いわゆる事務が増える部分に係る経費でいいますと、このいわゆる権限移譲、事務処理の特例で、移る部分については地方財政措置がされるので、一定の財政支援も市町村にはなされると考えております。

◎はた委員 市町村の合意があつてということなので了解しました。ただ広域的な市町村が大変だというときには、権限を移譲したから知らないではなくて、市町村に寄り添った移譲、支援をお願いして、以上とします。

◎武石委員 今城委員の御質問に関連してですけど、東洋町のお話が出ました。東洋町はすごくいい取組してるなと思いますのが、特定地域づくり事業協同組合で移住を希望する人がそこに住んでいろんな仕事をできて、自分になじむなと思うようになって定住すると。これいい流れだと思う。東洋町、馬路村でもやっているし、ぜひ総合企画部とも連携しながら県内にそういった取組を広げて、農業も体験してもらい、林業も体験してもらいとか、地域になじんでもらうには非常にいい入り口になるんじゃないかと思いますので、要請しておきます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、農業担い手支援課を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日また行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 それでは、以降の日程につきましては、明日の午前10時から行いますので、

よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(16時28分閉会)